

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.103

2007/8/1



住所：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29-12-305 TEL/FAX:03-3423-0185 郵便振替：00120-9-359506
ホームページ：http://www1.jca.apc.org/iken30 eメール：iken30@mwb.biglobe.ne.jp
*『ニュース』は隔月刊/購読料・送料とも年2500円、一部400円、65歳以上および身障者の方は年2000円

金子孝信「銀座所見」(無言館所蔵 作者の経歴は6ページ)



孝信は新潟では有名な蒲原(かんばら)神社の宮司の子で、最後に描いたのは「天ノ岩戸」の絵だった。「ぼくは天地発祥のもとである天ノ岩戸に帰ってゆくよ」と告げて戦地に発った。
戦友の話によると、最後まで勇氣ある兵士だったそうだ。絵を描くことへの情熱と同じように、孝信は剣をぬいて一人敵前にとび出していつて死んだ。
神殿の奥に飾られていた孝信の絵は、五十年の月日をちっとも感じさせないように、今みてもとってモダンだ。
(窪島誠一郎『無言館 戦没画学生「祈りの絵」』講談社より)

目次

◆原爆投下62年目を考える 問われるべき米国の原爆投下責任について	3	菅本征男
◆「ぶんご」は治安出動 沖縄の住民に銃口を向ける海上自衛隊 「6・14防衛官への申し入れ行動」 沖縄への海上自衛隊出動と情報隠し	7	安里英子 木元茂夫
◆改憲の動き 問われる「あと3年」の私たちの活動	8	井上澄夫
◆市民運動の持続と発展 市民運動の覚悟 民衆を信せず、しかし民衆を信じる… ―見通しの視点、ジンの自伝など	11	赤尾光史 吉川勇一
◆格差社会と福祉 憲法25条に沿った福祉の充実を	13	小川みさ子
◆女性の自衛官と人権 女性自衛官はなぜ人権裁判を起こしたのか？	16	七尾寿子
◆運動の現場から 「札幌 冊子」を飛ばす！―2方冊に向けて羽ばたく 〈関西〉「教育」から始めた市民の政策づくり ―市民の意見30・関西の活動 〈ドイツ〉〈経験〉の共有へ	19	石田国夫 金井和子
◆意見広告運動事務局から 一人でも多くの人が目にする意見広告を出すために	21	木下ちがや
◆文化 詩 後悔―子どもたちに― 表紙の絵の作者・金子孝信について マンガ「ふしぎの国のありか」	24	北原博子 黒田順子
◆その他 映画紹介「Women in struggle―目線―」 6月11日の読者懇談会(巨尾貴紀さん)から インフォメーション 8月の読者懇談会のお知らせ ―菅本征男さん「米国の原爆投下責任」を考える 読者のおたより	27	まっただたえこ 本野義雄
編集後記/会計報告・会計係より #本号のすべてのカット 鷺谷眞理子 #題字 横島優子	30	

☆8月の読者懇談会のご案内☆
講師：菅本征男さん(本号執筆者)「米国の原爆投下責任」 日時：2007年8月31日(金)午後6時半～ 参加費500円
場所：たんぼぼ舎(JR水道橋駅5分 ダイナミックビル5F) TEL 03-3238-9035 地図ウェブはhttp://www.jcan.net/tanpoposya/info/map.htm

後悔

—子どもたちに—

黒田 順子

死ぬ時 きっと後悔するだろう
ちがう人生が良かった、と

つつましく分相応の暮らして嫌だった
いつもお金や世間や人の眼を気にしてばかり

旅行にギャンブル、カードローンに車やバイク
自分だけが良ければいいのだ、と

私は絶対、後悔する

どんな人生でもけん命に生きれば良かった
殺さないで、戦わないで、いじめないで

—と、何故あの時大きな声でさげんで、行動しなかったのか—と

『遊撃』（長谷川修児発行）第350号（07年5月16日発行）掲載

【作者プロフィール】

くろだ・じゅんこ

1953年福岡県生まれ、8歳から24歳まで大阪に在住し、関西へ平連と出会う。1971年、長谷川修児さんのベトナム反戦詩集第11集『地球は燃える』に「差別」という詩で参加。現在埼玉県北本市に在住しパート労働に従事。本会会員。



絵・鷺谷真理子

【作者のことば】

いじめ、自殺、戦争で子どもたちの命が失われる時、「もったいない。命を大切に、どうして助けてやれなかったのだろう」と思っています。戦争・大企業の不祥事に、何故人びとは怒らないか不思議です。ボクッとしてたらドンドン悪い方へ向かうこの国、老後のこと、長生きしてごめん、となるのかな。そんな先の見えない現状などに対するもやもやした不安感などでこの詩になりました。

問われるべき 米国の原爆投下責任について

笹本 征男

私はこの文章で「責任」という言葉を、岩波書店の『広辞苑』に従い「政治・道徳・法律などの観点から非難されるべき責（せめ）・科（とが）」という意味で使用する。

米軍機B29は、1945年8月6日、広島市、8月9日、長崎市に原爆を投下した。広島市への原爆投下の16時間後、トルーマン大統領とスチムソン陸軍長官は、米国民に向けそれぞれ声明を発表した。これらの声明によって、米国民は原爆の開発の経過と広島市に対する原爆攻撃の事実を知った。

トルーマン声明の出だしに近い部分に「日本は、パールハーバーにおいて空から戦争を開始した。彼らは、何倍もの報復をこうむった。にもかかわらず、決着はまだついていない」という部分がある。これは日本を原爆で攻撃することの正当性の表明である。大統領声明は次のように終わる（注1）。

「私は、どのようにすれば原子力を世界平和の維持に資する、有効かつ強力な力にしうるかについてさらに検討したうえ、議会に対し、あらためて提案を行なうであろう。」

しかし、トルーマン声明にも、スチムソン声明にも、原爆を投下したことについての責任という言葉はない。米政府が国家の方針として、日本の2つの都市に対して大量無差別殺戮兵器である原爆を投下したという事実は、「政治・道徳・法律などの観点から非難されるべき責（せめ）・科（とが）」として、今後追及されるべきである。

◆大日本帝国政府の米国政府に対する 抗議

1945年8月10日、大日本帝国政府はポツダム宣言条件付受諾申し入れの通

告を連合国に対して行ない、同時にスイス政府を通じて、米国政府に対して「新型爆弾」（原爆のこと、笹本）の使用は、国際法に違反するという抗議を行なった。この抗議の趣旨は次のようであった。広島市は軍事的都市ではなく普通の地方都市であり、爆弾の性能上攻撃目標を特定しえないものである。「被害地域は広範囲にわたり右地域にあるものは交戦者、非交戦者の別なく、また男女老幼を問わず、すべて爆風および輻射熱により無差別に殺傷せられ」ており、不必要な苦痛を伴う兵器、放射物その他の物質を使用することは戦時国際法に明白に違反する。そして米政府は毒ガスなどの使用は不法であることを宣言してきたが、新型爆弾は毒ガスなどの兵器を越えた残虐性を持っている。さらに米政府はすでに日本の諸都市に対して無差別攻撃を行なっている――。抗議の最後は次のように結ばれている。

「いまや新奇にして、かつ従来のいかなる兵器、投射物に比し得ざる無差別攻撃性残虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たな罪悪なり。帝国政府はここに自らの名において、かつまた全人類および文明の名において米政府を糾弾すると共に即時かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す。」（注2）

この大日本帝国政府による堂々とした抗議は、米政府の責任を厳しく問うている。

◆抗議に対する米国政府の対応——原爆投下責任の不問

この抗議に対して、米国政府は次のように対応した(注3)。

問題 日本側の抗議に対して回答を行なうべきか。もしも行なうとすれば、回答の内容はどのようなものであるべきか。

(1) スイスからの覚書の受領が単に確認された。

(2) スイス公使館からの本覚書の受領以後起こっている事柄から見て日本側の抗議への回答は行なうべきではない。

(3) 日本政府からの抗議の受領に対して如何なることも公表されるべきではない。

この覚書は、国務省特別戦争問題課が国務省・陸軍省・海軍省調整委員会(SW NCC)議長宛に出したものである。SW NCCとは、米国政府の日本占領政策を決定する最高政策決定機関である。SW NCCは9月24日付の覚書(SW NCC-3301)で、右記の9月6日付覚書の勧告を承認した。つまり、米国政府は日本政府の抗議を公式に無視した。この事実は極めて重要である。米国政府はこの時の政策決定を、以後、現在まで継続している。米

国大統領、政府は原爆投下の責任を、これまで62年間、一切認めてこなかった。責任を認めない以上、原爆被爆者に対する謝罪を米国大統領が行なうことはない。現在の米国政府の見解は次の記事であきらからかである。

〈米政府のロバート・ジョセフ核不拡散問題特使(前国務次官)は7月3日の記者会見で、広島・長崎への原爆投下について「原爆の使用が終戦をもたらさし、連合国側の数十万単位の人命だけでなく、文字通り、何百万人も日本人の命を救ったという点では、ほとんどの歴史家の見解は一致する」と語った。〉(7月4日付『朝日』)

◆米国の「1946年原子力法」

米国は、広島市、長崎市への原爆投下から、1年経過した1946年8月1日、議会で「1946年原子力法」を制定した。その第1条(a)項を紹介する(注4)。

第1条 政策の宣言

第1条(a)項 発見と宣言——

原子核連鎖反応の分野における研究と実験は大規模な原子力の解放が実際的である段階に達している。軍事目的のため原子力爆弾の重要性は明白である。原子力を今日の社会的、経済的、政治的構造において民事的目的で利用する効果は現在、確定されない。それは未知の要素が

含まれる分野である。そのため、どのような法律も時おり改正される必要があるであろう。しかし、この新しいエネルギー源を開発することが、我々の現在の生活様式に深甚な変化を齎すであろうことを予想することが合理的である。よってここに以下が合衆国民の政策であることを宣言する。共通の防衛と安全保障を確保する至上の目的に常に従い、原子力の開発と利用は、実際的である限りにおいて、公共の福祉の改善、生活水準の向上、民間企業の自由競争の強化、世界平和の促進に向けられる。

この「第1条(a)項 発見と宣言」こそ、原爆を実戦において使用した米国が、戦後、どのような方向に向かったかを明白に示すものである。原子核連鎖反応は「軍事目的のための原子爆弾」「公共の福祉の改善」「世界平和の促進」に利用されるべきであるというのである。原爆投下を正当化する思想が、この「第1条(a)項 発見と宣言」の根底にあることは論をまたない。原爆投下の正当化とは責任を不問に付すことの別の表現である。

米国政府は、自らの原爆投下責任を認めていないにもかかわらず、「1946年原子力法」体制の中で、広島市と長崎市に、原爆被害者を調査する機関(原爆傷害調査委員会 ABCC、日本政府の協力機関は「広島・長崎原子爆弾影響研究所」、両方とも現在

の放射線影響研究所)を設置し、60年経過した現在も国家予算を支出し、運営している(注5)。

米国政府は被爆者をモルモット扱いする調査機関を、即刻、撤去し、日本から引き揚げるべきであり、日本政府は米国政府にそのことを強く要求すべきである。日本政府は大量殺戮された側で、大量殺戮者は米国政府である。大量殺戮の現場で大量殺戮者が自ら殺傷した人々を調査するとして、かくも長く居直り続けることが、かつての戦争の歴史にあつただろうか。米国政府が広島市、長崎市から自国の調査機関を引き揚げることは、少なくとも原爆投下責任の一端を米国政府が認めることを意味するのである。

◆久間防衛相の「原爆投下はしようがない」暴言とその底流

この文章を執筆中の6月30日、久間章生防衛大臣は千葉県の麗沢大学での演説で「原爆投下はしようがない」という暴言を吐いた。この暴言に対して原爆被爆者をはじめ日本全国から激しい抗議が湧き上がり、7月3日、久間氏は防衛大臣を辞任した。米国の原爆投下から62年も経過した現在でも、日本政府の閣僚が、米国の原爆投下を正当化する意見を公に表明するという事実には、私は愕然とする。

久間暴言とその底流をこれまで述べてきた文脈で考えたい。米国の原爆投下に対する日本政府の抗議については、すでに言及した。抗議の内容は今でも極めて正当なものであり、原爆投下をめぐる責任追及の全ての側面を備えていると言える。しかし、その後の歴史から見る限り、抗議の正当性は薄れる。それは日本政府が米占領軍の原爆調査に全面的に協力してきたという歴史があるだけでなく(注6)、日米安保条約を締結して米国の(核の傘)に依存してきたからである。

1963年12月7日、東京地裁で判決が出されたいわゆる原爆裁判(注7)で、国側は1956年2月8日の準備書面において、1945年8月10日の米国政府に対する抗議について次のように述べた(注8)。「被告(日本国)は原子爆弾使用の問題を、交戦国として抗議するという立場を離れてこれを客観的に眺めると、原子爆弾の使用が国際法上なお未だ違法であると断定されていないことに鑑み、にわかになら違法と断定はできないとの見解に達し、これにより答弁したものである。」

つまり、45年8月10日から11年経過した段階で、日本政府は、かつての米国の原爆投下は国際法に違反するという、自らの抗議を「取り下げた」のである。原爆裁判の判決は、「原爆投下は国際法の基本原則に違反する」と指摘したが、同裁判での日本

政府の姿勢は今も続いている。辻元清美衆院議員が提出した質問主意書に対する7月10日付政府答弁書にはこうある。

「国際司法裁判所が1996年7月8日に発表した勧告的意見は、核兵器による威嚇又はその使用が合法か違法かについて最終的な結論を出すことはできない等と述べているところであり、政府としては、国際司法裁判所が同意見の中で示した見解について、厳粛に受け止めるべきものと考えている。／戦後60年以上を経た現時点において米国に対し謝罪するよう求めるよりも、政府としては、核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指して、現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことが重要であると考える。」

久間暴言をめぐって、2007年7月8日午前中のテレビ朝日の番組「サンデー・プロジェクト」で、司会の田原総一朗氏は出席した与野党党首の前で、「歴代の日本の総理大臣の中で、だれか原爆投下に対して、米国大統領、政府に公式の謝罪を求めた者がいるのか」と切り出した。田原氏の右隣にいた安倍首相は、「いいない」と答えた。戦後日本の歴代首相は米国の原爆投下責任を不問に付してきたのである。原爆投下から何年経とうと人類初の核兵器の使用が許されるはずはない。私はどこまでも米国の原爆投下責任を問いつけたい。

(ささもと・ゆくお、在韓被爆者問題市民会議)

- 注1 山極晃・立花誠逸編著『資料 マンハッタン計画』大月書店、1993年、608頁
- 注2 朝日新聞社編『朝日新聞に見る日本の歩み——焦土に築く民主主義1』朝日新聞社、1973年、67頁
- 注3 Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers, 1945, Vol. VI, The British Commonwealth, The Far East, 1969, p.474
- 注4 United States Statutes At Large, 1946, Vol. 60, Part I, United States Government Printing Office, 1947, pp.755-56
- 注5 笹本征男『米軍占領下の原爆調査 原爆被害国になった日本』新幹社、1995年、参照
- 注6 前掲書参照
- 注7 国が被爆者に何の援護も行わず放置していた時期、1955年4月、広島の下田隆一さんら3人の被爆者が、国を相手に損害賠償と米国の原爆投下を国際法違反とすることを求めて東京地裁に提訴した。同地裁は、1963年12月判決を言い渡した。
- 判決は、原告の損害賠償請求を棄却したが、「アメリカ軍による広島・長崎への原爆投下は国際法に違反する」とし、「被爆者は損害賠償請求権を持たない」が、「国家は自らの権限と責任において開始した戦争により、多くの人々を死に導き、障害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。被告(国)がこれに鑑み十分な救済策を執るべきことは、多言

を要しないであろう。それは立法府及び内閣の責務である。本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられない」とのべている。裁判は、「原爆投下は国際法違反」といわせたことをよしとして、1審で確定した。この裁判は、その後、被爆者援護施策や原水爆禁止運動が前進するための大きな役割を担った。(日本原水爆被害者団体協議会〔日本被団協〕のHPより)

注8 松井康浩『戦争と国際法 原爆裁判からラッセル法廷へ』三省堂、1968年、79〜80頁

▼無言館所蔵の表紙絵画の作者▲



金子 孝信
(かねこ たかのぶ)

1915(大正4)年9月16日、新潟県に生まれる。1933(昭和8)年4月東京美術学校日本画科入学。川崎小虎、結城素明らの指導を受け、1940(昭和15)年3月首席で卒業。同年現役兵として新発田の東部二十三部隊に入隊。1942(昭和17)年仙台の予備士官学校を経て華中・宜昌に送られ、5月27日、同地で戦死。没後、郷土の美術館での「夭折の画家たち展」で紹介された。享年26歳。

◇新潟県・長野県中越沖地震で被災された皆様へ◇

この度の地震で多大な被害に遭われた皆様に、お見舞い申し上げます。また、柏崎刈羽原発の火災・放射能漏れにより、さぞ不安を感じられたこととお察し致します。

皆様が、1日も早く落ち着いた生活を取り戻されるよう、心から願っております。

なお、今回地震の被害に遭われた当会会員の皆様には、お見舞いの気持ちのしるしとして、今後1年間の会費を無料とさせていただきます。おはがきなりFAXなりで、事務局までお知らせください。

2007年7月18日 市民の意見30の会・東京 事務局

ぶんどは治安出動

去る5月、久間防衛相(当時)が、口径76ミリの艦砲を搭載しヘリ甲板を備えた巨大な軍艦、海上自衛隊の掃海母艦「ぶんど」を沖縄海域に出撃させて、米海兵隊の新基地建設反対運動を続ける人びとをはじめ、沖縄の人びとを威圧・恫喝しつつ、民間調査会社が請け負った環境現況調査に「協力」させました。市民の意見30の会・東京は5月19日、この暴挙を「この本質において治安出動」と指摘し、安倍政権に強く抗議する声明を発しました(本誌102号の付録参照)。その後「ぶんど」は母港の呉基地に戻りましたが、出撃の法的根拠は故意にあいまいにされています。非常に重要な問題ですので、安里英子さんに沖縄の思いを、防衛省への申し入れ行動に参加した木元茂夫さんにその報告を、それぞれ寄稿していただきました。

(本誌編集部)



沖縄の住民に銃口を 向ける海上自衛隊

安里 英子

●沖縄の非暴力の抵抗に安倍政権が軍艦を派遣●

日本はとうとうここまでできた。5月18日未明、海上自衛隊の掃海母艦「ぶんど」が辺野古(へのこ)沖に停泊し、住民に銃口を向けた。今年の1月9日に防衛庁が省に昇格したとたんに、政府は沖縄住民に牙を向けてきた。

2004年4月19日以来、1日たりとも休むことなく続けられてきた座り込み闘争は、非暴力主義を貫き通してきた。それだからこそ闘いは持続し、沖縄住民のほぼ70%に近い人びとの支持を受けてきた。しかし、非暴力主義という、あたりまえといえはあたりまえの闘いが、厳しい海の上では想像を絶するほどの忍耐と犠牲を伴うことを、私たちは知らなければならぬ。この忍耐と犠牲で、一度は政府の米軍基地建設計画を中止に追いやったのだが、安倍政権に代わると、辺野古の事態は急速に建設

の方向へとなだれ込みつつある。とりわけ米軍再編特措法の施行は、沖縄の住民の尊厳を無視した悪法だ。

5月17日、自衛隊の掃海母艦がやって来るといふ情報を得た住民は辺野古に駆けつけた。私は都合で翌早朝に辺野古に向かったが、現場にはすでに昨夜からきた人たちが100人以上が徹夜で座り込んでいた。夜明けの6時すぎに防衛施設局の海底調査のための作業船20隻がやってきたという。一方、7時ごろには反対派住民を威圧するかのようには機動隊が集結し、こちらの動きを監視している。

作業船が調査機器設置の作業を開始すると、こちらはカヌー12隻が阻止行動に入る。エンジン付きの船6隻は、海上保安庁のチェックが入ったため、近くの漁港で足止めをくらって行動が遅れる。

海には海上保安庁の大型巡視船が浮かび、その合間を調査船と阻止隊の船とカヌーが入り乱れ、遠く離れた岸からもその激しい動きが見える。カヌーはまるで木の葉のように揺れながら抗(あらが)っている。カヌーが調査船によって転覆させられたという報が届くと、岸で座り込みを続けていた私たちは、調査船に怒りの拳(こぶし)をあげた。掃海母艦は沖合に停泊したままで姿を見せないが、艦砲を備えた自衛隊の軍艦がそこに存在しているというだけで、不気味だ。自衛隊員

のダイバーがすでに海中に潜っているとの報告もある。防衛省による圧倒的な物量を投じての調査機器の設置作業に対する危険を伴う阻止行動である。

●辺野古への「ぶんどご」派遣の意味●

辺野古への掃海母艦「ぶんどご」派遣は何を意味するのだろうか。これまでにも琉球・沖縄は、日本の軍隊の弾圧と支配を受けてきた。

1609年、薩摩侵入。3000人の兵と100隻の軍艦をともなつて琉球を攻めた。

1879年、琉球処分。鎮台兵と警官を伴う処分。

1945年、米軍占領。

1972年、施政権返還。自衛隊の配備。

2007年、辺野古への掃海母艦「ぶんどご」出動。

ちなみに、市民運動を弾圧するために自衛隊が出動するのは、戦後初めてのことだそうである。沖縄国際大学の佐藤学教授が語るところによると、「60年の安保闘争で、岸首相は自衛隊の出動を要請したが、当時の赤城防衛庁長官は、『国民に銃を向けることはできない』と断ったという」（6月5日の抗議集会で）。

沖縄に自衛隊が配備されたのは、1972年以降である。そのとき、沖縄の住民は沖

縄戦を思い起こした。島々で自衛隊配備への反対運動が起こった。学校では自衛隊に関する特設授業が行なわれ、教師と生徒が共同で資料を作り、発言もしている。たとえば、今は廃刊になったが、1971年に発行された雑誌『青い海』の特集「自衛隊の配備をめぐって」には、高校の教師と生徒が同時に投稿している。高校生も「再び戦争への不安が」「自衛隊の来沖を拒否したい」「自衛隊配備は米軍機能の補強だ」等々と発言している。当時、高校生がこのように発言し、行動するのは珍しいことではなかった。当然のこととして自然に受け入れられていた。

しかし、自衛隊はジワリジワリと沖縄に浸透してきた。とりわけ、ここ数年は宮古や八重山諸島への自衛隊の接近が目立つ。民間のパイロット訓練用飛行場である宮古島市下地（しもじ）島空港の自衛隊基地化の動きは形を変えて繰り返されている。台湾に近い、与那国島へはここ2、3年、年間300人ほどの自衛隊員が上陸し、融和政策を図っている。

『再編実施のための日米のロードマップ』（2006年5月1日公表）は、沖縄の米軍基地を北部地域に集中させ、同時に米軍基地の自衛隊との共用を大きく掲げている。現在、那覇にある防衛施設局は、来年4月には中部の嘉手納町に移転され、名護にもその出先機関が設けられる。

ジリジリと酷暑の中、今も私たちの仲間たちはカヌーに乗り、防衛省と闘っている。
（6月15日・記）
（あさと・えいこ、基地・軍隊を許さない行動する女たちの会）



「6・14 防衛省への申し入れ行動」 沖縄への海上自衛隊出 動と情報隠し

木元 茂夫

■法的根拠なき海上自衛隊の出動■

首都圏の34団体でつくる「辺野古への基地建設を許さない実行委員会」が6月14日に衆議院第2議員会館で行なった防衛省・環境省への申し入れに、私も参加させてもらった。

「今回の、海上自衛隊の出動の法的根拠は」と問いただした私たちに、防衛施設

庁施設部施設企画課の辰見課長は、「防衛省設置法第4条第19号だ。自衛隊法に該当する条文はないが、国家行政組織法第2条第2項の規定の趣旨を踏まえてやっている。質問主意書でも政府としてそう答弁している。問題はない」と昂然たる表情で言い切った、その居直り切った表情に、「何言ってるやがんだ」と私は無性に腹が立った。参加したすべての仲間が同じ感情を抱いた。「そんな解釈が通ると思ってるのか」「なぜ、自衛隊を出すんだ」と怒りの声が渦巻いた。

今回の申入れ行動は、この問題で防衛省に対して論陣を張った衆院議員の辻元清美さんを紹介議員として行なわれ、相手は8名ほどでやってきた防衛省・防衛施設庁の職員だった。辰見課長は「妨害活動で作業ができない」と繰り返し返した。ちなみに「質問主意書」とは照屋寛徳議員が5月24日に提出したもので、6月1日に政府が答弁書を出した。

政府の見解は、法的にまったくでたらめなものである。防衛省設置法第4条19号には「条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下この条において「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること」とある。防衛省はいわゆる内局と制服組から構成されており、防衛省設置法は防

衛省全体の業務、つまり防衛省に勤務する文民の業務も含めて規定したもので、それをすべて自衛隊の業務だというのは、暴論である。そもそも防衛省設置法第5条には、「自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる」と明記されているのである。

だからこそ、この十数年、自衛隊法雑則第100条は何度も改定されてきた。土



掃海母艦「ぶんご」の艦首と76ミリ砲。その向こうは潜水艦救難艦「ちよだ」。後ろの建物は自衛艦隊司令部。6月14日、木元茂夫撮影。

木工事等の受託、運動競技会に対する協力、南極地域観測に対する協力、国賓等の輸送、アメリカ合衆国軍隊に対する物品または役務の提供、と列挙されている。少なくともこれまでは、「法律に明記しなければ自衛隊は動かせない」という認識が政府内部にあった。しかし、今回は、遅々として進まぬ米軍再編に業を煮やして法的根拠のないままの出動を強行し、詭弁を弄しているに過ぎない。

■再出動ほのめかした「事態対処課」■

「なぜ、海上自衛隊を出したのか、なぜ、掃海母艦が出動したのか」

「妨害行動があつて作業ができないからですよ」

「実質的な治安出動ではないか」

「自衛隊の潜水能力を活用するという趣旨からです、自衛隊が警備をすることはありません」と辰見課長。このあたりは久間前防衛大臣の答弁とは微妙に異なる。確かに、掃海母艦には潜水病にかかった隊員のための「減圧室」がある。掃海母艦が選択された理由はいくつかあると思うが、最大の理由は、掃海・輸送ヘリコプターMH-53Eを搭載しているからであろうと私は推測している。水中処分員を40人くらい対象地域に運べるからである。艦載ヘリコプターでこれだけの輸送力をもつへりは他に

はない。

「今回の出動じゃありません。自衛隊の出動は防衛出動と治安出動と警護出動しかありません。今回ののはそのいずれにも該当しません」と、防衛省運用企画局事態対処課の職員は言った。

「いつ、命令が出たんですか」

「5月11日です」

「何言ってるんですか、5月11日に命令が出て、どうして呉を母港とする『ぶんご』がその日に横須賀を出港できるんですか。あなたたちは嘘を言っている。防衛省に対する不信感が高まるばかりだ」

「ものごとには、準備してものがあるんです」、薄笑いを浮かべて、そんなのあたりまえじゃないかと言わんばかりの態度に腹が立つ。

「いつから準備していたんですか」

「それは、お答えできません」、また、答ええないか。

「5月11日横須賀出港、これは認められますか」

「お答えできませんが、見ていた方もいらつしやるでしょうから否定はしません」、まったく、何という人びとだ。

常識的に考えて、辺野古沖のどこまで「ぶんご」を進出させるのか、自衛隊の担当区域はどこにするか、事前の訓練はいつどこでやるかなどの行動計画の作成、水中処分員の選抜などに2週間ぐらいはかかると思

われる。となると、運用企画局事態対処課で4月初めから検討がはじまり、4月半ばには海上自衛隊自衛艦隊司令部（横須賀）、掃海隊群司令部（同）に指示されていたと見るべきであろう。

「どうしてですか。『ぶんご』は1999年にトルコに仮設住宅を運んでいますよね、その時も年4回の掃海訓練、出動する艦船の名前、責任者の氏名と階級、派遣または訓練の期間を防衛庁のホームページなどで今年2月までは公開していますよね。今回は、なぜ公開しないんですか」

「それは、そういう派遣や訓練は、発表しても問題ないということを発表したんです。今回は、妨害行動が想定されま

すから」

「発表する、しないの判断は誰がやるんですか」

「それぞれのプロジェクトの担当部署ということになります」

「今回は『ぶんご』は、もう横須賀にもどつたのに、公表しないんですか」

「現況調査は、まだ、終わっていませんから」、「えーっ」、驚きの声が上がった。おいおい、場合によっては、また出動させるつもりか。

「いつからいつまで辺野古周辺で活動していたんですか」

「それも、お答えできません」

「5月26日に『ぶんご』は高松港で一般

公開していますよね。だから、その前までですよ」

「えっ。一般公開の話は、私は聞いていませんが」（と少しあわてた表情になる）

「地元の新聞で報道されていますが」

ここで、防衛省内局と自衛隊の意識のズレというか、対立の構造が垣間見えた。事態対処課にとっては、辺野古に出動させることに関心があったのだろう。しかし、掃海隊群にとっては5月27日（旧海軍の海軍記念日）に毎年、香川県の金刀比羅宮で挙行している「掃海殉職者慰霊祭」は欠くことのできない行事なのである。

掃海隊群の内部で今回の出動がどう受け止められているか、残念ながら不明であるが、「2度と出動するな」と所属する自衛官へ呼びかけていきたい。掃海母艦「ぶんご」が辺野古で何をしたのか、これも詳細は不明なままである。「お答えできません」という防衛省の態度を打ち破る運動を作りあげなければならぬ。

（きもと・しげお、すべての基地に「No!」を。ファイト神奈川）



迫る改憲

問われる「あと3年」

の私たちの活動

井上 澄夫

◇「3年後に改憲」という安倍発言の意味

安倍首相は6月24日、「政権として3年後の憲法改正をめざす」と表明した。現職の行政府の長がこんな発言をするのは、憲法尊重擁護義務（現憲法99条）を負う公務員として明らかに違憲行為である。しかし安倍首相は、9条改憲を「戦後レジームからの脱却」と位置づけ、集団的自衛権は現憲法上行使できないという従来の政府解釈さえ勝手に変更して、世界のどこでも日米共同戦争ができるようにする気である。彼のいう「美しい国」とは、市場原理のグローバル化が強行される弱肉強食の世界で、戦争を政治・外交の手段として生き残る国である。

5月14日、改憲の手続き法に他ならない国民投票法が成立した。1955年の保守合同以来半世紀余、自主憲法制定を掲げてきた自民党は、2005年10月末、「新憲法草案」（憲法改正案ではない！）を発表した。国民投票法はこの「草案」に基づく改憲を強行する手段であり、改憲はついに政治日程に乗ったのである。

国民投票法は2010年に施行される。今から3年後に衆院の憲法審査会で改憲案の審議が始まるのである。それまでの3年間に予想されるプロセスはこうなる。

2007 8月 参院選後の臨時国会

で衆参両院に憲法審査会が設置される

2008 1月から6月まで 米大統領

領選・予備選

11月4日 米大統領領選 現

ブッシュ大統領領選

2009 9月 衆院任期満了（それま

でに総選挙）

2010 5月 憲法審査会に改憲案

の提出・審査権限が付与さ

れる

7月 参院選

つまり、この3年間に7月末に行なわれた参院選を除いても、衆院選、参院選がそれぞれ1回ある。2回の国政選挙は改憲の是非について有権者が意思表示をする重要なチャンスである。現憲法96条は、憲

法改正の発議には「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」を要すると規定している。したがって、改憲に反対する議員が衆参両院ないし両院のどちらかで3分の1以上の議席を占めれば、改憲の発議を阻止することができる。これは重要なポイントである。

米大統領選の結果が米政府の対日改憲圧力にどう影響するかを予測することは困難であるが、日米同盟に「双務性」をもたせようとする対日圧力が減退することは考えにくい。しかし、大統領選の前後に米軍がイラクやアフガニスタンから撤退し始めているなら、アフガン・イラク侵略戦争への日本の加担に大きく影響することは明らかである。安倍政権が集団的自衛権の行使を強行しようとしているのは、当面は、中国や朝鮮民主主義人民共和国をにらんでのことであるが、中東から撤兵したとしても、安倍政権が「日米同盟を強化するため」世界の他の地域に派兵する危険性はある。

もう1つ指摘しなければならないことがある。本年の参院選後、臨時国会で設置される憲法審査会は3年間、改憲案の提出・審査を凍結されているが、自民党は早くも改憲案の骨子作りなどは許されると主張し始めている。つまり、今夏、国会で国民投票に向けた動きが始まる。

自民党は2011年の夏に改憲案を発議し、同年秋に国民投票を実施する予定である。安倍首相の退陣は、自民党総裁を2期

まっとうするとすれば2012年9月だから、2010年の国民投票法施行から退陣までその時間は残されないことになる。

◇正念場の3年間、私たちはどうすべきか

国民投票法の成立にあたり18項目の附帯決議がなされた。これほど多くの附帯決議がなされたのは希有（けう）のことといわれているが、それにしてもこの決議は実に奇妙なものである。附帯決議はほとんどの場合、法案に反対する野党の要求によってなされる。それゆえ普通は「政府は○○すること」と政府が名宛て人（主語）であるところが今回の決議は与党から提案され可決された。だからたとえば「憲法調査会の審議に当たっては、少数会派にも十分配慮すること」などとされていて、政府は名宛て人ではない。18項目には「憲法審査会で最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること」が含まれるが、最低投票率制度は本来、法案の本文に盛り込まれるべきものだった。そもそも憲法審査会は最低投票率制度を検討する場ではない。これらの附帯決議は誰が誰に要求しているのか、それさえ性格がいまいである。

要するに、とにかく法案を通すため、与党は野党の意見を附帯決議に押し込んで採決を強行したのである。野党は附帯決議を

憲法審査会で問題にすることはできる。しかし附帯決議そのものに法的拘束力はない。この附帯決議の異常な多さとそのあいまいな内容は国会での審議がいかに不十分であったかを示している。

ここで私たちに問われているのは、この3年間に何をなすべきかということだ。情報宣伝活動の重要さはいうまでもないが、問題はアピールの内容である。安倍首相は9条の「改正」を自らの政治生命を賭けて実現したがっている。しかし、自民党の「新憲法草案」は「全面的・根本的な日本国家」社会の改造を企図しているものであり、現憲法の部分的な「改正」を目標としているのではない。

このような「全面的・根本的改造」に対抗するには、なによりも「新憲法草案」の全面的批判が必要である。「草案」に部分的に対抗するだけでは、長期にわたる持続的な抵抗は展望できない。一例を挙げる。現憲法20条は政教分離原則を定めているが「草案」は「社会的儀礼又は習俗的行為」を宗教的活動から除いて、閣僚の靖国神社参拝や神道に基づく宗教教育への国による援助を合憲化しようとしている。「戦争をする国」は戦死者を生む。それゆえ新たな戦死者の慰霊・追悼を国家としてなさねばならない。そうでなければ、あとに続く者がいなくなるからである。だから私たちは9条と20条をセットでとらえて、両条の

改変に反対しなければならない。

年金不払い問題で窮地に追い込まれた安倍首相は、9条を後回しにして、まず環境権や地方分権など合意を得やすい分野を先行させる可能性に触れたが、それらはもと「草案」に新設条文として盛り込まれている。「改正」しやすい条文から手を着け、改憲慣れに乗じて本丸の9条に迫ろうという手練手管にすぎないのである。

しかも問題は条文の改変にとどまらない。現憲法25条は「最低限度の生活を営む権利」を規定しているが、それは守られているだろうか。自殺者が毎年3万人を超える格差社会を変えるために25条の実現を安倍政権に迫らねば、私たちの生存があやうい。

反改憲運動を「9条を守れ」に切り縮めるべきではない。私たちが生きる社会の現実と現憲法の条文とを照らし合わせ、政府に現憲法の遵守と実現を迫っていく。それと同時に「戦争ができる（美しい国）」をめざす改憲の動きを阻止する——そういう立体的な運動を創造することが「この3年」に求められているのではないだろうか。そのためには、それぞれが拠って立つ現実に根差した自由な言論と意見交流が必要だ。読者のみなさんに積極的な提案をお願いしたい。戦争は自由な言論の墓場の向こうに姿を現わす。ここは、文字通り、正念場だ。

（いのうえ・すみお、本誌編集委員）

市民運動の覚悟

赤尾 光史

◇壟断(ろうだん)される国家

週に数回、東京のJR新宿駅で乗降する。その都度、東口一等地のビル群の一角を覆いつくす原色の看板に目を向けることが、いつの間にか習慣となった。赤や緑や黄のそれらは、いわゆる消費者金融のものである。まともな感性の持ち主であればほとんど正視に耐えないあの醜悪さは、いつも私の中に暗い怒りの感情を湧き上がらせる。

06年もまた、自死者が3万人を超えたという。誰もがそう思うように、自死以外の選択肢をもたなかった人の多くは、米国が号令してこの国の為政者たちが旗を振り押し進める「改革」とやらによって金銭的に窮した挙句、あの臆面もない看板の店のドアを開けざるを得ずに開けてさらに進退窮まった人たちなのだろう、と私も思う。同じ理由で自死を試みたものの未遂に終わり、いまもおそらく苦境を脱し得ない人たちは、自死してしまった人たちの何倍もいるのだ

ろう、とも思う。荒涼たる光景というほかない。

本誌6月号に、昨年亡くなった鶴見和子氏の歌が数首掲載されていた。どれもが思想の深みと意志の明確性を感じさせて余りあるが、氏には最晩年のこういう歌もある。

政人いざ事問わん老人われ

生きぬく道のありやなしやと

(読みは、政人「まつりごと」と、老人「おいびと」)

業平の本歌取りという意味でいささかの諧謔(かいぎやく)を感じないではない。しかしこの歌は、中央社会保険医療協議会答申によって厚労省が06年4月から実施したりハビリ治療の日数制限に対する憤怒と、自己の生命の維持に直接かかわる底知れない不安を痛切に訴えたものである。鶴見和子氏が逝つたのは、リハビリ日数制限制度実施後わずか4カ月足らずの7月31日であった。氏と同様の状況に閉じ込められて身動きならず、結局は「生きぬく道」を閉ざされた人も決して少なくないだろう。そしてそうした人びと1人ひとりの無念の1つひとつに、

まつりごとびとたちが思いを致すことはないだろう。そこにあるのはただ、生命への犯罪的軽視と、その心根の度し難い退廃である。

前政権と現政権のまつりごととはつまるところ、格差の容認と助長、米軍再編への隷属的コミットメント、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)暴発を理由とする有事法制の整備、愛国心を強要する教育基本法の改定、不要な国民投票法の制定、防衛庁の「省」格上げ、立て続けの強行採決、そして改憲へのあからさまな準備であった。また、彼らまつりごとびとたちが口にしたことは、「人生いろいろ」「格差が悪いとは思わない」「従軍慰安婦に狭義の強制はなかった」「女性には産む機械」「原爆投下はしょうがない」であった。異様である。

M・ウェーバーは1919年ミュンヘンで講演し、政治を行う者とは権力を求めるものであって、その権力を利己的な目的のための手段として追求することも、あるいは「それ自体のために」、つまり権力自体がもたらす優越感を満喫するために追求することもであると述べた(『職業としての政治』)。この冷徹な指摘が正鵠(せいこく)を射たものであることは、講演から80年以上を経た異国日本の為政者たちの言動がそれを証している。21世紀初頭のこの国は、限られた権力者の欲望とあからさまな権力行使によって壟断(ろうだん)され、それでも民主主義を標榜したいびつな国家、というべきだろう。「美しい国」などということばの内実の、何とウツケであることだろうか、と思う。

◇私の立場と問題意識

前後するが、ジャーナリズムという表現活動のありようを原理的に研究し、ときにその結果と自己の考え方を学生に披瀝ひれきしてコミュニケーションするというのが私の立場である。そのような身で、面映さを感じながらもここに「市民運動の覚悟」について記そうとしている。それは、この国を覆う尋常ならざる状況への抵抗論理をあらためて築くには、市民運動家も含めた抵抗者としてのある種の「覚悟」が必要だと考えるからである。「覚悟」という本来他者に向けて問うものではないことばは、必然的に自分自身への問いとなって返ってくる。そのことは、むしろ承知している。

ジャーナリズム研究の領域には長く身を寄せ、護憲政党や市民運動——市民とは何かをここでは定義せず、憲法改定に同意しないという政治的指向性をもった人びとによって展開される運動、と緩やかにとらえておく——にはシンパシーを抱いてきた。ジャーナリズムと護憲政党と市民運動。この3つの社会的セクターは、社会のメインストリームから距離を置いた存在、あるいはメインストリームと対峙する存在という共通した性格をもつ。

55年体制以後つい20年ほど前までこの3つのセクターは、それぞれを頂点とする反権力のトライアングルを形成し、相互の心情交歓を重ねながらその内側に常時一定量のシンパサイザー

を確保してきた。政権の先走り食い止めてきたこの図式がほころび始めるのは、89年のベルリンの壁の崩壊に端を発する東西冷戦構造の消滅である。これをきっかけとしてジャーナリズムは迷走を始める。

「覚悟」には後に触れるとして、まずこのジャーナリズムのありように言及しておきたい。それが私の立場としての筋と思うし、いまの異様な状況がジャーナリズムと無関係ということではないと考えるからでもある。

込み入った話になるが、私はジャーナリズムを次のようなものと考えている。

①チャネルが文字であると音声であると、また映像であるとかかわらず、表現者がある事実を提示して、オーディエンス（読者、視聴者）との間にその事実にかかわる評価の共有空間を創出しようとする行為が、ジャーナリズムと呼ばれるものであること。

②その空間を創出しようとする表現者の意志の根源は結局のところ、「公正」「平等」そして「正義」ということばに象徴される概念の実現にあること（「正義」とは何かについては詳述の紙幅がない）

③提示する事実は原則的に何らかの意味で政治作用、すなわち広く権力の行使に関係付けられるものであること。

右の③については説明が必要だろう。

首相の公的な言動はむしろ、権力の行使に直接関係付けられる。したがって、そのすべてがジャーナリズムの対象となる事実（Aの事実と）（以下「A」）である。しかし、例えば前首相

得意のパフォーマンクス——日本人メジャーリーガーから送られたユニフォームを着てカメラの前に立つ、などというたぐいの——に関する記事と写真、あるいはクルーピズとやらの衣装に身を包んだ現閣僚たちの誰が最もおしゃれに見えるかなどという記事と写真は、政治作用と無関係の単なる井戸端会議的、末梢神経的な話題であって、ジャーナリズムの対象とはならない事実（Bの事実と）（以下「B」）である。

◇ジャーナリズムのエートス

前記した区分けが有効であるとするれば、一般的にメディアが取り上げて提示する事実群には、Aの事実とBの事実とがあり、メディアにはその双方が現実混在している、ということになる。右のようなBの事実をメディアが取り上げるのは、そうした話題に関心を抱くオーディエンスの存在を意識したもつぱらビジネス上の問題である。そのこと自体を私は批判の対象とはしない。むしろ、Aの事実のみで編集されるメディアを、それでも人びとが選択するという考えがあるとするればそれは視野狭窄（きょうさく）であり、牧歌的ですらあると受け止めてもいる。そのうえでなお東西冷戦構造の消滅以降のメディアに対する私の見方は、総体としてBの事実が必要以上に増加している、というところに落ち着くのである。

ジャーナリズムの意志の根源は、「公正」「平等」「正義」などの実現にある、と前記した。

いうまでもないが、このような概念が存在することはとりもなおさず、不公正、不平等、不正義という社会の欠陥が実態として存在することを意味する。完全な公正が担保されている社会には「公正」ということば自体が存在し得ないのは道理だろう。政権党の施政による不公正、不平等、不正義を事実の提示によって指摘し、それを現実政治の舞台に投入すること、それがジャーナリズムのエートスでありアイデンティティである。その意味で、ジャーナリズムは常に政治的意志をもった営為でなければならぬ。繰り返すが、あるメディアがどれほどジャーナリズムの対象とはならない事実をオーディエンスに提示しようとも、そのことが問題のすべてなではない。それにより、ジャーナリズムの対象とすべき事実の量が相対的に縮小するところが問題なのである。量の相対的縮小は往々にして質の低下を招来するマイナスの契機となり、結局そのメディア全体の政治的意志の希薄化に至る。私が想起するのは、政治的意志をもたないジャーナリズムは必然、オーディエンスの末梢神経に訴えかけるトリビアリズム（瑣末主義）に陥ることを看破した戸坂潤の哲学的分析（『現代哲学講話』『戸坂潤全集第三巻』）である。メディアのトリビアリズムは、政治的意志をもたず、抗（あらが）うことのないオーディエンスの分厚い層の形成と肥大を助長し、その層は権力の暴走を間接的に擁護する結果をもたらす。現在の異様な状況がそれである。

◇覚悟の問題

94年の自社さ連立政権への参加で護憲政党・社会党がその存在意義をほぼ失い、2年後には党名すら消えた。これによってジャーナリズム、護憲政党、市民運動の反権力トライアングルは消滅し、内部に形成されてきたシンパサイザーは分散して、いわば心情難民となった。私はそうとらえている。

このトライアングルの親和性は護憲政党と市民運動の2つのセクターにおいて、より強固であった。不遜（ふそん）を承知でいえば市民運動の護憲政党とのかつての関係について、私は2つの印象をもつ。第1に、市民運動を支えてきた人びとの大方は、戦後民主主義の脆弱（ぜいじゃく）性を皮膚感覚としてもちながらも、憲法改定が具体的な論議の対象になるとまでは夢想だにできなかったということ。第2に、具体的な政治イッシュューに対する運動者個々の意見は、現実政治の場で護憲政党によって代弁されることが運動の当然の前提となっていたということ。つまり政党と切り離されて運動が成立していた、ということである。良し悪しはむろん別であるが、この2点の意味するのは、現実政治の場における護憲政党の存在とその活動が、結果的に権力者の暴走の防波堤となること、市民運動内の暗黙裡の期待事項となっていた、ということである。

私のこうした印象が的外れでないとすれば、

もはやいうまでもなくこの期待事項にいかなる意味もない。

市民運動に携わる個々の人びとはいま、社会党解党後の別の政党との親和性を高め、それを自己のアイデンティティとしているのか、それとも政治的アイデンティティを喪失した立場であるのかは知らない。もしも後者であるのならば、欺瞞的2大政党制も含めて過度な期待を捨て去り、自らがコミットする運動体が政党機能を担うことを今後の活動の選択肢に加えるべきではないだろうか。

私自身のことでも記しておかなければならない。私が立とうとしているのは、現在の、そして将来のあらゆる為政者と永久に対峙する地点、つまり全きアウトサイダーとしての地点である。むろんこの地点はきわめて政治的な位置にあり、C・ウイルソンのいうロマン主義的アウトサイダーの位置ではなく、まつりごとびとに対するあらゆる期待を捨て去った現実主義的アウトサイダーの位置する地点でなければならない。私自身の覚悟はこのことである。

（あかお・みつし、大学非常勤教員・本会会員）



民衆を信ぜず、しかし民衆を信じる……

——見通しを考える場合の視点、H・ジンの自伝など——

吉川 勇一

本誌前号の「読者のおたより」欄に左枠内のようなお便りが掲載されていました。

確かに、教育基本法改悪、自衛隊の戦場派兵の継続、教科書検定による一方的改定命令、防衛庁の省昇格、集団的自衛権承認への強引な志向、国民投票法の強行採決……と、政府の高姿勢ぶりは眼に余るものがあり、それにこの春の東京都知事選挙での石原慎太郎の圧勝という結果もあって、運

動の無力さを感じる気持ちが出てくるのも無理はないなという思いがします。「そうだよな」という感じを抱いた読者の方も少なくはなかったのではないのでしょうか。これが、年配者の気弱な愚痴などと切り捨てられるようなことがあってはならない、と私は思いました。

◇参議院選挙の結果は？◇

この原稿を書いている今は参議院選挙の真っ最中ですが、お手元に届くときは、すでにその結果が出ている時期です。

選挙前のマスコミの世論調査は、一斉に安倍政権への支持の急落を伝えていました。でもそれは、あいつぐ閣僚の不明朗な金銭問題や「原爆しようがない」発言などによる辞任や自殺、そして年金問題など、いわゆる「敵失」（相手側の失敗、失態）によるものであって、運動や反自民勢力の力の増大によるものとは必ずしも言えません。

世論の表面的動向が、選挙結果にそのまま反映されるとは限らず、投票行動となると、縁故関係や目先の利益に左右されてしまう場合も多いのです。それに、マスコミ

は2大政党制をあと継ぎしており、この選挙で仮に民主党が与党勢力を抑えて伸びていたとしても、改憲への道が閉じたわけではありません。民主党議員の中には、自民顔負けの武装論者もいるのですから……。

いま、悪い冗談も言われています。いつも決定的瞬間に北朝鮮はテポドンを発射したり「不審船」を日本近海に送り込んだりと、まるで自民政権に助け舟を出すようなことをよくやってきた。今度だって何が出てくるかわからんぞ、というのです。確かに、そんなことでもあれば、選挙の結果にかなりの影響を与えていたことでしょう。

「読者のおたより」欄に載ったT・Yさんのような気分は、選挙の結果如何で、いくら和らげられたかもしれませんし、あるいは逆に、いっそう絶望的なものになっているのかもしれませんが。

見通しについての文を書くには、かなり都合の悪い原稿締切の時期なのですが、このT・Yさんなどのお便りについて、私の考えをのべてみることにします。

◇もつと長い期間で考える◇

私は、もう少し長い期間を基準にして政治や運動や民衆の力の問題を考えてみたいのです。長いというのは、極端に言えば200年、それ程でなくても、50年といった期間です。

200年と言ったのは、アメリカの反戦

◆ただいま82歳。疲れました。展望も開けないのに、仲間うちだけで声を大きくしても空しいのです。好戦派の元気のいいのと闘う力を下さい。

(4月9日) 秋田県鹿角市・T・Y (92年入会の15年会員)

◆東京都知事選挙の結果に、皆さんも将来の不安を感じられたのではないでしょう。本物がわからないと偽者を本物にしてしまう。本物がわかる力に、どのように育つのでしょうか。私にとっても大きな課題です。(後略)

(4月19日) 兵庫県龍野市・M・H (04年入会の3年会員) (括弧内) は編集部

活動家で言語学者のノーム・チョムスキー（78歳）の言葉を思い出したからです。彼の講演を記録したドキュメンタリー映画で見たのですが、講演のあと、帰ろうとするチョムスキーに多くの参加者が質問に押し寄せます。そのうちの1人の黒人が、「あなたはなぜそんなに楽観的でいられるのか？ イラク戦争など、アメリカの政治はほとんど悪化しているというのに……」と尋ねます。それに対し、チョムスキーは「アメリカの歴史が悪化しているとは思いません。もし昔のほうがよかったというのであれば、あなたは200年前の奴隷制時代に戻りたい、というのですか」と答えます。質問者の絶句した顔も忘れられません。

◇ハワード・ジンの自伝◇

200年があまりにも長すぎるというのでしたら、50年くらいにちぢめてみましょう。チョムスキーより少し年上ですが、いまもイラク反戦の論壇で活躍し続けている私の古い知人、政治学者のハワード・ジン（85歳）の例です。彼の著作では、『民衆のアメリカ史』が大ベストセラーですが、ここでは彼の自伝的作品『走っている列車の上で中立ではいられない』をご紹介します（これは原タイトルで、邦訳では『アメリカ同時代史』というつまらない書名になっており、自伝とはちよつと思えない題になっているのですが……。明石書店97年刊）。

ジンは劇作家でもあり、この自伝的作品は叙述自体が実に劇的というか映画的です。彼はまず「序 質疑応答の時間」の中で、92年の大統領選挙の際、ミシガン州で行なった講演会での質問を紹介します。「現在、全世界で起こっていることは嫌なニュースばかりなのに、あなたは信じられないほど楽観的でいらつしやるようですが、あなたに希望を与えているものは何ですか」

ジンは、それに一応の答えを言います。

……人間の性質は多種多様ですが、そのなかの一番悪い要素が、多くの場合強調されるのです。その結果我々は勇気を失い、精神が萎縮してしまいがちなのです。勝ち目がまったく見られない状況の中で、自由と正義を求めて戦い勝利したという例は歴史のなかにたくさんあります。……正義を求めるこのような闘争に一番重要な要素は、ほんのちよつとの間でも、恐ろしさに震えながらも、一歩前に踏み出して、たとえ小さなことでも何かをする人々なのです。またことに小さく、恐る恐るおこなう行為であっても、集まれば導火線となつて、思いもかけない状況が生じ、ものすごい変革へと移る可能性があるのです。……（16ページ）

◇小さな行為が集まって世界を変革する◇

しかし、つづけて「序」の中では、「彼（質問者）に正確にこたえようとすれば、我々が

知っているこの世の中の現実の前で、私がどうして不思議なほど希望にあふれていられるかについて、とても多くのことを話さなければならなかったであろう。私の人生のはるか昔までさかのぼらなくてはならなかったであろう」と書きます。

18歳のとき、造船所で働いて軍艦建造の仕事を3年間やったこと、21歳のとき空軍に志願して爆撃兵となり、欧州戦線での爆撃に参加したこと、そして結婚、大学への通学、アメリカ南部の黒人社会の中に住んで、教職についたこと、公民権運動やベトナム反戦運動に参加したことなどを語らなければならなくなるのだ、と言います。

こうして、自伝が語り始められます。「映画的」といった理由です。以下、具体的エピソードを挟みながら、感動的な叙述が続きます。そして最後の章で、次のように結論します。長いですが、引用します。

……政治権力はどんなに強大であっても我々が考えているよりずっと脆いものである。（権力を握っている人々が、いかに神経過敏になつていのかを考えて見よ。）

短期間なら、一般の人々は脅かされもしよう、騙されもしよう。しかし彼らには常識がしっかりと根を張つていて、遅かれ早かれ、自分たちを弾圧している権力に立ち向かう方法を見つけることができるのだ。

人間は本質的には、暴力的でも、残酷で

も、強欲でもない。ただそうなるように仕向けられればそうなるのだ。……

……革命的変革は、激動の瞬間という形でやって来るものではなく（そのような瞬間には用心せよ！）、びっくりすることに絶えず出会いながら、よりましな社会に向かつてジグザグ行進を続けていきながら実現するものなのである。

変化の過程に参画するために、偉大な、英雄的な活動をする必要はないのである。小さな行為でも、数百万の人々が集まれば、世界を変革することができるのである。……（298～299ページ）

翻訳はあまり上手とは言えないのですが、読む価値の大きな本としてお勧めできます。

◇日本の運動の例では？◇

アメリカの例ばかり長く書きましたが、このジンが述べているような事実を、私も50年以上になる日本の運動経験の中で、いくつか体験しました。1956年の砂川基地拡張反対闘争や1972年の相模原での戦車輸送阻止闘争に関係したことなどなどです。そのことから、私はこのジンの意見にまったく賛同します。ただ、それはいろいろの都合もありません。ここにくり返すのは遠慮します（ご覧になっていない方で、希望されるのでしたら、切手を貼って宛名を書いた返信用の封筒を、本会事務局宛にお送りくだ

されば、プリントしてお送りします）。

◇民衆を信ぜず、しかし民衆を信じる◇

結論的に私の意見をのべれば、「民衆を信ぜず、しかし民衆を信じる」ということになりません。短期的には、民衆は騙されたり、恐怖したり、目先の利害に左右されたりして、誤った判断をし、誤った行動をとることがままあります。しかし長期的に見ると、民衆の動きは信頼でき、よりよい方向への歴史の流れを確認できます。長期的とは、少なくとも50年単位で考える必要があるでしょう。先にふれた砂川闘争の影響を実感したのは、1998年のことで、20年も経った後のことであり、相模原闘争のそれも30年後のことだったので！署名や集会や意見広告やデモなどの効果も、すぐさま眼に見える形で現れることはほとんどないといっている形で見えます。しかし、それは確実に、歴史を動かしていく底部での力をつくり出しているのだと、私は信じます。

◇良心的不服従の心構えも◇

本誌の97号で、鶴見俊輔さん（85歳）は、加藤周一さんをはじめ「九条の会」の呼びかけ人は、みな、厳しい見通しも持つていくとのべられ、国民投票で敗北したらどうするかという問題まで提起されていると話されています。50年先はともかく、あと

4～5年先にそんなことになったらどうするんだ、という心配をされる方もいるかもしれません。

鶴見さんは「大きな少数派」として活動を続ける、と言われていました。同じことなのでしようが、私は、生き方として良心的不服従の姿勢を貫くことだと思っっています。政府の政策や法律の規定がどうであれ、不正を許さず、絶対に戦争には協力せず、不利益があろうとも自己の良心に忠実に生きる——そう心構えを決めておくことも、穏やかにされる大事な方法だと思えます。

最初に触れた「読者のおたより」に「疲れました。……空しいのです」と書かれた鹿角市のT・Yさんは82歳ということですから、私より六年も人生の先輩です。確かに75歳を過ぎると、お互い肉体的な衰えと疲れは確実に訪れます。

でも、加藤周一さん（88歳）は雑誌『世界』8月号に載せた講演記録「老々学連帯が開く未来」のなかで、学生とともに、定年後の老人は自由であり、「老人の自由万歳ですよ」と語っています。

年配の方は、痛む肩を叩き叩き、しかし、自由に、長い歴史の動きを考えてみませんか。ジンの自伝でも読みながら……。

そして若い学生さんも、この加藤さんのアピールに答えて、「老々学連帯」を考えてみてくれませんか。（2007年7月12日・記）

（よしかわ・ゆういち、本誌編集委員）

憲法25条に沿った福祉の充実を

小川 みさ子

■日本の社会保障の現状

わが国の社会保障は保険制度が中心で、雇用、医療、年金、介護に至るまで強制加入です。この自己負担にプラス税金が投入されてきたシステムに影がさしはじめ、多くの国民が安心して歳を重ねることさえできなくなっているうえに、今回の年金騒動で、国民はさらに不信感を募らせています。経済のグローバル化という世界の潮流の中で格差は拡大し、自ら命を絶つ国民が毎年3万人を超えています。

あまりの低賃金で食うや食わずのまま、宿を求めてネットカフェや24時間営業の店をさまよう若者たちや、働いても働いても生活保護水準でしか暮らせないワーキングプアと呼ばれている人たちが増え続け、生活保護世帯と合わせると日本の全世帯の10分の1以上といわれています。さらに定率減税の廃止による増税も追い討ちをかけ、憲法25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」はいよいよ空洞化しているといわ

ざるを得ません。格差是正が声高に叫ばれ、行政も多重債務問題解決の施策に、やっと重い腰を持ち上げたところですが、同条第2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しています。社会福祉などの充実がなすべき義務なのです。

■「野宿生活者を支えあう会」の活動

このような現実を背景に、私は鹿児島市で、たまたま今は持てる者が、持たざる者、野宿生活を余儀なくされた人たちの自立を支援しようという、「野宿生活者を支えあう会」で活動しています。ホームレス生活者は今後ますます増えると予想されますし、またホームレス生活にならないようにするため、ネットカフェ難民とシニア・ホームレス生活者の実態を把握しておく必要性を感じ、同会メンバーの依頼で、社会福祉施設、生活保護施設、母子生活支援施設、婦人相談保護施設、DVシェルター（注参照）、更生保護施設などで生活する人たちの調査

をしました。

※編集部注 DVはドメスティック・バイオレンス（夫・恋人など親しい男性からの女性に対する暴力）、シェルターは保護施設

毎週火、木、日のおにぎり配り、生協連合グリーンコープからの野菜、フェアトレードによるネグロスバナナなど果物の無償提供に支えられ、月1回、元ホームレス生活者の自立支援のための料理会も開催しています。また残った野菜や果物を素材にしたお菓子作りによるお米代稼ぎや衣類集めを続け、この6月には行政に次いで独自のホームレス生活者実態調査も行ない、秋にはNPO法人を立ち上げます。さらに、メンバーの司法書士、大学教師は、社会福祉士、精神保健福祉士などと共に、貧困や障がいなどの理由により連帯保証人の引き受け手がなく、賃貸住宅に入居できない人たちへの連帯保証人の提供と継続的な支援をしていく活動も進めつつあります。

■ある高齢ホームレス生活者のケース

ここで、ある高齢のホームレス生活者への虐待暴行のケースを紹介します。今年2月末、鹿児島市の繁華街である天文館で、ホームレスのおじいちゃんが歩けなくなつて、荷物を抱えお尻で歩いているという連絡を受け、すぐ駆けつけたのですが、すでに姿がありませんでした。それから数日たつて同一人物らしき人が、公園近くの派

出所に保護されたとき、ホームレス生活者からコレクトコールがありました。確認のため交番に電話すると苦情があり中央公園に運んだとのこと。その数日後、同じ公園で若者から殴る蹴るの暴行を受けているのを目撃した人から別の派出所に通報があり、今度はパトカーで中央公園から泉公園へ移されたという連絡がありました。移された先の泉公園に走ると、雨に濡れ背中を丸くしてパンをかじっている姿を発見。話しかけても口を開かない状態が数日続き、メンバーで朝夕、人海戦術で見守りましたが、「寒が戻ってきたので凍死してはいけない！」と、私が出席している鹿児島市議会本会議終了後に集合してレスキューを決めました。

レスキューの日も雨が降っていて早朝、ザビエル教会の人とホームレス卒業の人が2週間以上トイレに行っていない衣類を廃棄し、シャワーで体をきれいに洗って着替えなどを準備。私が駆けつけると、警官3人とメンバーが待っていました。動こうとしないおじいちゃんを、私が役所の人間ということにして病院行きを説得。やっと首をたてに振ってくれ、メンバーに抱えられ病院へ。その後、病院のソーシャルワーカーに相談し、受付を済ませ、市に電話をして生活保護の書類を整えてもらい、血液検査―心電図―レントゲンと病院の中を一緒に右往左往し、担当医から入院の許可が出た

ときは夜更けでした。

いつも一人ぼっちのそのおじいちゃんは、5、6人が付き添っていることがうれしかったのか、何度も涙を拭っていました。私が入院保証人になり、ベッドに横たわったのを見届け、家族代わりとしてオムツ運びなどを引き受けることになりました。こうなるまでに最初の通報から実に2週間近くも経過していました。この間、何

度も通報が行ったのに、警察は、暴行を受けていても、トイレへも行けず下着が濡れて汚れていても、歩けなくても、現場から別な公園に移して置いてくるだけ……。まるで人間をモノ扱いしているような警察の姿勢には驚きました。77歳のこの方は、幸い入院中に厚生年金があることが分かり、市が大阪の姪を見つけてくれ、大阪の施設へと引き取られていきました。

お米を寄付して下さい！

鹿児島野宿生活者を支えあう会

私たちは、さまざまな理由で野宿生活を余儀なくされた方が、一人でも多く豊かになって普通の生活ができることを願い、2年前から鹿児島市内で支援活動を始めました。現在では、週3回(火・木・日)午後5時からの中央公園(鹿児島県文化センター隣)での「おにぎり・みそしる配り」、月に1回の「みんなでおにぎりを作る会」(中央公民館調理室での自炊練習と炊き出し)を中心に、生活保護申請支援、年金・借金問題に関する相談、就労に関する相談、物資(寝袋・ホッカイロ等防寒具、作業服・下着・スニーカー等)の提供などの活動を行っています。

炊き出しのため、週7^キ1ヶ月約30^キの米が必要です。

Tシャツや作業ズボンなどの衣類も募集しています！



中央公園での「おにぎり・みそしる配り」 中央公民館での「みんなでおにぎりを作る会」

鹿児島野宿生活者支えあう会 (代表 堀ノ内洋一)

(鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体)

今年秋には、「特定非営利活動法人かこしまホームレス生活者支えあう会」として、発展的にこれまでの活動は承継される予定です

事務局(お問い合わせ先) 〒892-0842 鹿児島県東千石町4番33号

フィオーレ東千石 902(司法書士法人なのはな法律事務所内)芝田・梅垣

TEL: 099-814-8088 FAX: 099-814-8089 メール: kumegaki@d5.dion.ne.jp

ホームページ: <http://www5.synapse.ne.jp/supporter/synapse-auto-page/>

■もう1人のホームレス生活者の例

次の例は、昨年の9月に日本キリスト教団串木野教会からの電話から始まった89歳のホームレスのおじいちゃんのリスキューです。JR+タクシーで教会の人に連れられ、鹿児島市役所着。そのおじいちゃんには、戦時中、片目に武器の破片がささって視力が落ち、歩きもおぼつかない様子で行き倒れ寸前でした。

いったいどうしたらいいのかバタバタしながら、「野宿生活者を支えあう会」の代表に息を切らしながら報告。身分証明書などは一切なし。記憶も昔のことは詳しく覚えていたりするのに、ごく最近のことは分からないという状態でした。関東大震災にあったこと、海軍だったこと、商売に失敗し身内は妻も子も亡くなって天涯孤独であることなどが分かりましたが、放浪生活を始めてから20年も経ち、とにかくもう野たれ死ぬしかない：と生きる気力が失せていました。

市役所に事情を伝え、さてどうするべきかと悩み、交渉を重ねるうち、市役所側から養護老人ホームを紹介されました。感染症がないという検査証明をもらうため、市側が出した診察(検査)命令書を持って病院に走り、検査後、入院が許可されました。1年以上お風呂に入っていないということ、まずは看護助手に体を洗っ

てもらい、着替えを準備し、市役所職員との連携で入院そして入園OK、となりました。

健康診断のための入院手続き、生活保護申請の手続き、養護老人ホーム入所手続きがアツという間にすすみ、「20年ぶりにダンボールでなく布団で眠れる！天国か、夢の中にいるようだ」と喜ばれました。市の迅速かつ心ある対応に感謝！です。その後、その89歳のおじいちゃんを老人ホームに訪ねてシヨックだったのは、デンマークやスウェーデンと違い、殺風景な3人部屋に入れられていたことです。そりゃ、路上で毎晩、ねぐらを探すよりはるかにマシかもしれませんが、プライベートの保護どころではありません。

NHKの番組「フリーター漂流」に登場した若者たちのタコ部屋もかなりシヨックでしたが、養護老人ホームも雑居とは知りませんでした。ここは、憲法25条に沿った日本の福祉の見直しどころだと思いい改善を求めています。また「行政・警察・病院などの連携を強化するシステムも構築していかなくては！」と、ますます、私たち支援グループの活動の重要性を自覚しているところですよ。

(おがわ・みさこ、鹿児島市議会議員)

女性自衛官はなぜ人権裁判を起こしたのか？

七尾 寿子

本年5月8日、現職の女性自衛官が、札幌地裁に自衛隊基地内での強かん未遂被害とその後の上司らによる退職強要や、いやがらせなどに対して国家賠償請求訴訟を起こした。

◇事件の発生

原告が勤務し宿舎もある自衛隊基地は市街地から離れた山の中にある。百数十名の隊員中、女性隊員は5名のみで、21歳の原告が最年長、みなの面倒をみる立場だった。2006年9月9日、加害者となる上官から、午前2時半に呼び出しの電話が入った。みな寝ているからと原告は断ったが、すでに泥酔していた加害者は「お前が来い」と命令口調で言い渡した。それまでも女性隊員を呼び出し、断ると悪口を言いふらすということを繰り返し「欲しい」と伝えに行っ

原告は、加害者が夜勤中のボイラー事務室で、強引で執拗な猥褻行為／強かん未遂行為を受けた。

事件後、彼女は上司に事実を話し相談したが、重大な性暴力犯罪の被害者としての救済措置はまるでとられず、病院での受診もすすめられなかった。

◇第2の被害

彼女の受けた被害はこれだけにとどまらなかった。上司たちに被害を報告したり、加害者の退職を求めたところ、加害者が処罰されるどころか、反対に上司らによる彼女へのいやがらせが始まった。「お前は問題を起こしたから外出させない」「公のところには出るな」と言い渡され、通信制大学のスクーリング、隊内の忘・新年会、歓・送迎会、地元町民といっしょの太鼓保存会の活動などへの参加が許可されなくなった。さらに「自衛隊がどっちを残すかといったら男だ」「お前もう終了だよ」「ここまでこじれたら自衛隊ではやっていけないだよ」などと言われ、退職を前提とする有給休暇消化を迫られた。

◇提訴と「支援する会」の発足

その有給休暇の最後の日、あすは基地に戻って退職願いを提出するという日に、彼

女は上司が鉛筆書きした「理由」と「希望年月日」の入った退職願いを持って、弁護士を訪ねた。事件発生から5カ月を経て憔悴しきった表情だったと弁護士は振り返る。「裁判しかないと思う。辞めても裁判は闘える」「でも、ほんとうは、あなたが辞めなくてはならない理由はなにもないんだよね」。この言葉で、彼女は、自分は悪くないんだ、悪いのは加害者や上官たちだと気づいたという。さらに、自衛隊で働き続けて大学を卒業したいという夢を思い出して、現職のまま裁判を闘うことを決意した。この日は、彼女の誕生日で「最高のプレゼントだった！」と彼女は語る。札幌なら「自衛官110番」をしている弁護士がいるからと、弁護士を探し出してくれた父からの、そして、提訴することで、尊厳を取り戻し、人権を回復する、つまり「自分を取り戻せ」と励ましてくれた弁護士からのプレゼントだったというのである。

提訴の報を聞いた私たち十数名ほどが、最初の集まりを開いたとき、まず確認したのは、自衛隊についてのそれぞれの問題意識を先に立ててこの事件を見ることはいないということだった。そしてこれは、女性としての性的尊厳を蹂躪され、著しく人権を踏みにじられた被害者の女性が、人間としての尊厳の回復のため、2度と同じことが起こらないようにという思いで提訴に至ったということであり、支援運動は、

原告の思いに深く共感し、彼女を支えることを基本にしようということだった。

提訴後の原告は一時、物置小屋とされている部屋に仕事場を移されそうになったが、私たちは、そのような不合理的扱いを止めさせることが緊急の課題であると考えた。早速、「女性自衛官の人権裁判を支援する会」（以下「支援する会」）を立ち上げ、「提訴を理由にした差別やいやがらせ、隔離などをしない」「差別的な言動、いやがらせ、退職の強要などを謝罪する」「加害者への厳正な対応、処分を含めた措置をとる」ことを申し入れることにした。それは、孤独な状況に置かれている彼女に、基地の外に応援している人がたくさんいることを伝える行動でもあった。しかし、約束した面談は当日朝になって拒否された。基地には2度行ったが、ゲートの前でしか対応しない硬直した自衛隊の姿勢には愕然とした。この管理、隔離、排斥の中で仕事をし生活していて極度の精神的緊張を強いられ続けた彼女が、とうとう倒れてしまったことがある。弁護士が車を飛ばして迎えに行き、基地から離れてまず休養をとらせようと待機していた「支援する会」メンバーの前に現われた彼女は、ようやくほっとしたらしく、顔色も表情もなごんだ。一緒にバイキングの夕食をとったが、彼女が「みんなまで食べたらいよいよ幸せです」と言うの

を聞いて切なかった。

基地では食堂で加害者と同席するのは耐えられないと申し出たところ、1時間の食事時間のほとんどを加害者が使い、彼女はその後と呼ばれて食事をしていったという。「ごはんをかきこむように食べている」と語ったのだが、いったい何カ月、そんな生活をしていただろうか。

事件のトラウマを抱えながらも、自分の起こした裁判の意義を客観的にとらえ、「ほかの女性自衛官の役にも立つはず」「この裁判は自衛隊だから起こせただと思っただけです。自衛軍、防衛軍になってからでは起こせなかったと思う」「裁判が終わったら市ヶ谷（防衛省）でセクハラのマニユアルを作るプロジェクトに入れないだろうか。当事者の意見は役立つはずだから」と語る。その若い一途さがまぶしい。彼女のまっとうな怒りとまっごうからの信頼を込めた問いかけに、自衛隊は正面から応えてほしい。防衛省初の女性大臣、小池百合子さんは「女性職員の働きやすい職場を目指して、労働環境を見ていく」とのべたが、その発言を有効なものにしてほしい。

加害者は、第1回口頭弁論の翌日、違う基地に配転になった。「ようやく息ができるようになった」と彼女はほっとしていたが、そのことが彼女に伝えられたのは配転の2日後で、弁護士には正式に何の連絡もない。彼女に対する聴取も代理人としての

弁護士を通さず、直にプレッシャーをかけるばかりであり、弁護士も「法治国家にあるまじきことだ」と憤激している。

◇支援を広げたい

6月11日の第1回口頭弁論では、彼女が好きだというので呼びかけたオレンジ色の服や「支援する会」のオレンジプロジェクトのお手製グッズが原告席、傍聴席を染める中、彼女は声を詰まらせつつも、退職強要、提訴、提訴後のいやがらせを語り、なぜ女性自衛官の人権が自衛隊で尊重されないのか、と20分にわたって意見陳述した。そのひたむきな訴えは胸に迫るものがあり、陳述を終えた直後、傍聴者たちから大きな拍手が起きた。その後の報告会では、裁判所と自衛隊に向けた署名活動、裁判と活動支援のためのカンパが呼びかけられた。

また、6月15日には東京の防衛省に申し入れを行なった。国会議員が同行したことでゲート前ではなく部屋まで通されたが、申し入れは事前通告もなく、わずか15分で「予定時間」を口実に打ち切られそうになった。幸い、東京の支援メンバーのおかげでさらに話すことができたが、その後防衛省からはまったく返答がない。申し入れを行なった日の夜は、東京での報告集会をアジア女性資料センターの支援を得て開催し、実りある意見交流が行なわれた。

訴状、意見陳述の概要などは、「支援する会」のHPに掲載されている。寄せられている支援の声も順次、載せていきたい。ご支援を切にお願いする。

（ななお・ひさこ、女性自衛官の人権裁判を支援する会）

■署名を集めています。防衛大臣に「提訴した女性自衛官への組織的いやがらせのとりやめ」を請願する署名と、裁判所に「迅速・公平な審理を求める」請願署名の2種です。署名用紙は「支援する会」のHPからダウンロードできます。HP：<http://jinken07.10dtiblog.com/>

■原告への励ましやメール・マガジン希望の連絡先E-mail：jinken07@hotmail.co.jp（電話・011-281-231-1888 FAX・011-281-4569 北海道合同法律事務所 務所 気付）

■裁判と活動を支えるカンパを！

◆銀行振込口座・北洋銀行・北7条支店 普通預金3859062 「女性自衛官の人権裁判を支援する会」

◆郵便振込 口座番号・02770-1-64969 口座名・「女性自衛官の人権裁判を支援する会」



運動の現場から 札幌

冊子「鳩を飛ばす！」 2万冊に向けて羽ばたく

石田 国夫

『市民の意見』編集部から、「手作り無料で冊子を1万冊も全国に普及させ、さらに2万冊発行に向けて活動されているようですが、そういうことが可能になった運動の秘訣を書いて下さい」という原稿依頼がありました。私たち「平和憲法草の根普及会」で原稿を書く人を募集したところ、結局、共同代表の私が書くことになりました。仲間たちは全国誌への掲載なので恐れ多いということのようです。

●運動の発端

2004年の正月、ゆつくりしていると「最大野党も創憲」のニュースを聞いて危機感が募り、何かできることはないかと考えました。まだ「九条の会」のないときです。

「広がりができ、長続きする活動」。それを思案した末、「武力によらない国際平和主義」に基づく日本国憲法の平和主義の精神（原点）を伝える冊子、『鳩を飛ばす！』憲法九条は武力によらない国際平和

主義』を発行することにしました。テレビや新聞などでは、現憲法の平和主義の精神はねじ曲げられて伝えられていて、制定当時のことも正確に伝わっていないと、日ごろ思っていたからです。

まず、友人を誘って一緒にやることになり、2人で原案を作成しました。そして平和憲法を広めるために会が必要となったので、2人の共同代表と事務局長を置き、会則も作りました。資金はないので、初めから手作りを決めていました。用紙代などは最初だけ個人が持ち出し、あとは読者のカンパを見込みました。

●どうやって冊子を作ったか

手順はこうです。1頁(B5の半分の原稿)をB4の用紙に4頁分貼り付け、それを表裏セットの8頁分にして印刷します。初版は2人で作成しましたが、その後、仲間を募り分担して1000部印刷しました。このとき幾つか注意が必要でした。特に写真と文字印刷の調整（これがむずかしい）、裏刷りの際の白紙の除去などです。これは1枚1枚の手作業ですので大変ですが、「1冊1冊に心を込めて」の第1段階です。すべてそろくと業者に4分の1に切断してもらいます。

次に、それを全部、広いところに頁順に並べて、丁合（ちようあい）機か手作業でセツトします。これが一番大変です。丁合機は

同じ頁を2〜3枚とることがあるからです。ですから、セツト後、ホッチキスで留める前に1枚1枚めくって確認します。これが「心を込めて」の第2段階です。

それから、ホッチキスで1冊ずつ留めたあと、業者に背を切断してもらい、それを受け取ると今度は表紙付けをします。これも手作業で、木工ボンドを使用して糊（のり）付けします。一定の数がそろくと、3度目の切断を行ない、コの字に切断して完成、となります。

●本作りの「職人」の気分

作業は印刷から完成まで1人で分担します。たとえば120冊を、終始手作業で責任をもって完成させます。自主的に何人かでやることもあります。この個人分担制は場所、時間、機械数、個人の日程の都合によるものです。本当は毎回、全員でおしゃべりしながらやりたいのですが。この作業



を11回も繰り返すと、本作りの「職人」になつたような気持ちになります。毎回一人ひとりに都合と作業内容の希望を聞き、「無理をしない」のが長続きの秘訣です。ときどき、「ご苦労さん会を開いて、慰労と親睦、手作業の技術交流を行なっています」

●次つぎに寄せられる注文、全国に『鳩が飛ぶ!』

頁数は04年3月の初版が58頁、最新の11版（累計1万2000部）は138頁。「読まれるためには薄く」をモットーにしているのですが、情勢の変化に応じた学習と改定・増補を繰り返すうちに厚くなってしまいました。今後は国民投票法の問題点も避けて通れません。

注文は新聞記事を見た人びと、周囲で平和運動などをしていて宣伝チラシを見た人びと、そして友人や知人、その家族や親戚などです。当初はさまざまな市民集会に承諾を得て持ち込み、自由に持っていつてもらいました。また寄せられる注文には、1人が1〜100冊までと幅があり、冊子を手にした人からさらに続いて注文がきます。こうして『鳩が飛ぶ!』は、注文が雪ダルマ式に増えながら、全国各地に飛んでいます。

今は冊子を学生たちに広めるのが課題ですが、今後は保守層にも広げていきたいと考えています。

（いしだ・くにお、平和憲法草の根普及会・共同代表）

※本誌編集部から

「鳩を飛ばす!」は無料ですが、送料は負担していただきます。メール便で1〜2冊まで80円。注文・連絡先の電話・FAX・011-785-2622。郵便振替・口座名「平和憲法草の根普及会」口座番号27301-93685。内容の概略・I戦争の放棄、II「あのおそろしい戦争」とは、III憲法に「自衛軍」（軍隊）が明記されると、IV改憲・軍隊保持理由についての見解（Q&A）。

関西

運動の現場から

「教育」から始めた市民の

政策づくり

市民の意見30・関西の活動から

金井 和子

2003年春、私たち「市民の意見30・関西」は、次のように呼びかけました。

「政治の基本は政策です。あるいは、政策を法制度にした法律です。この『政策づくり』を政府や役人や政治家や政党まかせにしているいいものでしょうか。……世の

中おかしなことばかりと腹を立てている年よりのあなた、自分の生活の現場での体験を政治に生かしたいと考えている中年のあなた、こうすればいいとアイデアをお持ちの若者のきみ、私たちの集会に参加しませんか。そして、市民の、市民による、市民のための政策をつくりませんか。」

それから3年余。まずはじめに、社会の土台であり、市民の関心がきわめて深い「教育」の問題を選んで、私たちは、市民による教育の「政策提言」として発表しました。昨年11月のことです。（この「政策提言」全文は、私たちのホームページ <http://www.jca.npc.org/shimin30> をご覧下さい。小田実著『中流の復興』（NHK出版、2007年）にも収録されています。）

この間、私たちは講師を招いて、日本を始め、ドイツ、フランスなどの教育はどうなっているのか、どんな制度があり、どんな特徴をもち、どんな問題があるかなどについて話を聞き、学び、討論し、そのなかで、私たち市民の教育はどうあるべきかについて理解を深めてきました。そして、私たちの共通理解、根本理解として見えてきたのは、「教育は権利である」こと、また、「教育」は市民たちがその人生を自由に設計し愉しむことができるための手だてだということでした。さらに、私たちの「政策提言」には、具体的な政策を列挙するばかりでなく、その土台となっている原理・原則を前

文としてあきらかにしておくことが必要だ
という認識も共通になりました。

というわけで、私たちが発表した「市民
による教育の「政策提言」」は、「はじめに」
と「市民・教育の権利宣言」の2部構成に
なっています。第1部の「はじめに」で、
市民が政策作りをするこの意味につい
て、主権在民の原理にもとづいた政治の実
践・実現であるということを確認にし、そ
のうえで、第2部の冒頭で、この「政策提
言」が「現行憲法と教育基本法、世界人權
宣言、国際人權規約、子どもの権利宣言な
どの精神に基づき、教育・市民の権利宣言
をここに発する」と明言しました。次いで、
個別の35項目の「市民・政策提言」を列挙
し、締めくくりました。

教育には初等教育、中等教育、高等教育、
成人教育という異なる段階があり、それぞ
れに課題があるため、項目も多岐にわた
りました。そのなかに、「教育は権利である」
ことを具体化した「公教育」の無償化、奨
学金の充実、教育年限の延長、6・4・4制
などの項目が含まれました。また、市民は
競争するためにこの世に生まれたのではな
く、生涯にわたって「自分の可能性を実現
し、人生を愉しみ、成長していく」ことが
できるという認識も明記しました。

二

私たちが政策提言を発表した1カ月後の

2006年12月、多くの市民の反対を押し
切って、安倍自民党政権による「改正教育
基本法」が成立しました。記憶にあたら
しいことですが、この法案にたいしては、全
国規模の反対運動が展開され、集会が開催
され、デモが組織され、国会代議員への
働きかけもおこなわれて、マスコミも大々
的に扱いました。私たちは、完成したばか
りの私たちの「市民による教育の「政策提
言」」をパンフレットにして、法案成立ま
えの11月、国会の代議員全員に郵送しま
したが、彼らからの反応はまったくありま
せんでした。これを報じたニュースもありま
せんでした。どちらも残念なことです。

しかし、今後、教育についての政策を考
えて実践するときには——私たちの個別
政策を改善・充実していく必要は出てくる
かもしれません——、この政策が土台に
なると考えています。たとえば、「改正教
育基本法」は成立しましたが、将来、私
たち市民の力次第で、廃止される可能性
はあります。小田実さんが言うように、民
主主義（デモクラシー）の原義は、「民」（デ
モス）の「力」（クラトス）だからです。ま
た、現代の民主制度で採用されている代
議制（representation）では、選出され
て国会に議席を占め、政策を立案し、法
律をつくっているのは私たちの代表者
（representative）＝代議員ですが、その「本
人」（author）はまぎれもなく私たち市民だ

からです。そのとき、私たち市民の側に政
策がなければなりません。しかも、原理に
支えられた政策が必要です。そのたたき台
が私たちの「政策提言」です。

三

卓抜な発想と指導力で私たちの代表をつ
とめられてきた小田実さんは、ご病気のた
め、「市民の意見30・関西」の代表を6月
で辞任されました。痛恨のきわみです。し
かし、私たちは、小田さんとともに活動し
てきた政策づくりを続け、今度は、市民に
よる福祉の「政策提言」、あるいは「福祉
基本法」にとりかかる予定です。

なぜ福祉政策なのか。理由の1つを挙げ
ます。

人間の人生は生老病死。「教育」政策では、
市民が「生」の時期に働くために必要な技
能（スキル）や知識の獲得を考えました。「病」
は幸運ならば避けられるかもしれませんが、「老」
は避けがたいこととしてある。それが
人生です。したがって、「老」の時期に
おける幸福を追求し、命を全うすることは、
「生」の時期を考えるのと同じくらい重要
です。また、「生」の時期であっても、障
害のため、あるいは障害を負ったため、働
くことが困難な場合も出てきます。このよ
うに考えると、必然的に福祉の問題につき
あたります。「教育」の次に「福祉」の政
策を考えようというのは、そんなわけです。

市民の福祉政策に向けた活動は、7月14日1時半、芦屋・山村サロンでの集まりから始まります（連絡先・電話・FAX 0729・98・1113 北川靖一郎方 市民の意見30・関西）。

（かない・かずこ、「市民の意見30・関西」事務局）

ドイツの現場から運動

〈経験〉の共有へ 2007年ドイツ反G8 闘争に参加して

木下 ちがや

6月6日から8日にかけて、ドイツ北部のハイリゲンダムでG8サミット（主要国首脳会議、米・英・イタリア・カナダ・ドイツ・フランス・日本・ロシア）が開かれました。G8サミットの狙いは「グローバル・ガバナンス」。国際社会の統治と訳されていますが、要するに世界をこの「先進」8カ国で仕切ろうということですね。そのため、これまでもG8サミットに抗議する反グローバルバリスムのデモが各開催地で起きていましたが、今回もサミット会場に近いロストックで大規模なデモなどが繰り返されました。その運動のありさまを木下ちがやさんに報告していただきます。（編集部）

旧東ドイツの都市ロストック。かつてここが軍港都市であったことを思い起こさせてくれるのは、1919年のドイツ革命に決起した水兵たちを顕彰する銅像くらいだろうか。郊外にわずか踏み出せば、えんえんと田園風景が広がっている。森の中を、小高い丘を数十キロにわたって行進する。めざすポイントにたどり着いた。「GO」という掛け声とともに、数千人の活動家が一斉に小麦畑を疾走する。目標は近隣都市ハイリゲンダムにつながる幹線道路。目的はその道路を封鎖（ブロック）し、G8サミット参加者の通行を阻止することだ。道路にたどり着くと直ちにスクラムを組み、座り込み（シット・イン）を敢行。グループ間、また隣同士で「逮捕された時どうするのか」、そしてこれからの行動について真剣な討議が始まる。しかし、あまりにも完璧に封鎖を成し遂げたので、警察は排除まみならず、座り込みはその後24時間以上続くことになった。

権・貧困問題にかかわるNGO、労働組合、コミュニティやアナキストなど多種多様な個人・団体が参加し、かれらは時にはいがみ合い、時には酒を酌み交わして交歓しつつ、場を共有していた。立ち並ぶ数千のテントに静寂が戻ることは片時もなかったのである。

新自由主義化・軍事化・環境破壊をグローバルな規模で推進する権力者たちが集う、この先進国首脳会議を明確なターゲットにすえ、大規模な大衆運動が繰り返られるようになったのは、1999年のイタリア・ジェノバでの反対行動以来だろう。この闘いは冷戦以降の閉塞状況を打ち破り、世界規模での連帯の可能性と展望を切り開いたのである。今回のドイツも然り。環境・人

僕たちは「No!G8」というグループを作って、7人でこれに参加した。日々シンポジウムやデモや封鎖行動や逮捕者の釈放を求める抗議行動などにせっせと参加した。ひとつひとつが僕たちにとって貴重な経験だった。でも最もかけがえない経験は、現場のオルガナイザーたちと出会い一緒に活動したことだ。

これまで僕は、「海外」で盛り上がる反グローバルバリスム運動に多くの人びと、多様な人びとが集まるのを、「自然発生的」なものとして受け止めていたように思う。「すげえ運動だなあ、でもうち（日本）ではなあ」と。でも、大規模な運動にはそれに匹敵する苦労と困難が伴うんだ、というごく当たり前のことが、今回わかったのだ。ある活動家は当地ロストックに移り住み、一年間かけて現場の準備を整えていた。まったく展望のないところから、またつながりがないところから、どうやって今回の運動にまでもっていったのか、という話をとうとうと聞かされた。またある活動家は各国を飛び回り、さまざまなグループに参加を呼び



かけていた。誰も「イケイケ」でやっているわけではなかった。「暴動」に至ったというところで団体間のコンセンサスに軋（きし）みが生じたときには「やっでらんない」と挫（くじ）けてもいた。それでもなんとか一致点と共同を維持するために奮闘していた。大喧嘩もしていた。「やっでらんねえよ」とブツブツ言いながらも、ひとつひとつのことを地道にこなしていた。その実情は、規模の違いはあれども、僕たちが普段活動していく上で悩んでいること、苦労していることとさしたる違いはなかったのだ。そのことに気づいて初めて、この運動を主体的に受け止めよう、自らものとして受け止めなければと思うようになった。来年は北海道・洞爺湖でG8サミットが開催される。対抗運動をつくりあげる作業はすでに各所で始まっている。この日本での闘いを、ドイツー日本、そして再来年のイタリアへとリレーしていく、ただの「中継点」にしてはならない。ドイツでの〈経験〉をしつかりと噛みしめて、これまでにない運動の広がりと共に共同を創り上げるために尽力していきたい。

（きのした・ちがや、ピープルズ・プラン研究所）



◎8月の読者懇談会のお知らせ◎

本号執筆者笹本征男さん（在韓被爆者問題市民会議）とともに、「米国の原爆投下責任」を考える

本誌98号（2006年10月号）で、鶴見俊輔さんは次のように述べています。

《アメリカは、上空からの詳しい写真で、日本の軍需工場がほとんど壊滅し、戦闘継続能力がなくなっていることを十分理解していた。その上に原爆を2度も投下すべきなのか。……なぜですか。まだ原爆を持っていないソ連に見せつけたい、もう1つ、原爆開発に議会の了解を得て膨大な予算を使った手前、それが有効であったことを示したい、それだけじゃないですか。……だが、そのことを大統領が米国民に明らかにしたことは、この61年間（注・発言当時）1度もない。日本が明らかにすべきでしょ。日本は民主主義で、言論は自由だと言いながら、61年間、その問題への答えを出していない。》（鶴見俊輔、小田実が語る「9・11と9条」その①）

8月31日（金）夕方から、たんぼ舎において、恒例の読者懇談会を開催します。今回のゲストは、本号で重厚な論文「問われるべき米国の原爆投下責任について」をお寄せいただいた笹本征男さん。読者の皆さん方と、鶴見さんが課題として突きつける「日本が答えを出す」ことについて考えてみたいと思います。どなたでもご参加下さい。

*とき 2007年8月31日（金）午後6時半～9時

*参加費 500円

*ところ たんぼ舎会議室 電話03・3238・9035（今回は会場を再びたんぼ舎としますのでご注意ください！）

*JR水道橋駅5分（水道橋西口 ドームとは反対側 水道橋西通り 鉄建建設を曲がり日大法学部本館ウラ）ダイナミックビル5F 地図ウェブは <http://www.jcan.net/tanposoya/info/map.htm>

6月11日の読者懇談会から

早尾貴紀さん

「イスラエル・パレスチナ問題を考える」の報告（一部）

6月11日 ピープルズ・プラン
研究所会議室で

■移民が造る国・イスラエル

イスラエルには帰還法があります。誰がイスラエルに移民してきて国民になることができるのかを定めている法律です。ユダヤ人はユダヤ教徒であることでは定義ができません。ユダヤ教は母系制ですから母親がユダヤ人である人がユダヤ人なのですが、現実政治においては4祖父母のうち1人だけでもユダヤ人であれば移民として認めるという帰還法の運用がなされています。それは、できるだけ移民できる範囲を拡げておかないと、子だくさんのパレスチナ人の人口比競争で負けてしまうからです。50年代はモロッコ、エジプト、イラク、イエメンなどアラブ地域から移民を入れたのですが、それは入れ尽くした。その次に

旧ソ連邦の崩壊に乗じてロシア系ユダヤ人を大量に入れたが、これも現在では低調。そこで90年代以降、エチオピアから入れることになりました。「古代エチオピアにはユダヤ文化があった、今も旧約聖書を重んじている集落がある」という言い分です。エチオピアの政情不安や飢饉に乗じて「人道的な見地」からという名目で、ユダヤ・ルートツだろうと見なされた計2万人を2回にわたる軍事作戦でイスラエルに空輸し、エチオピアのすべてのユダヤ人を救出したと宣言しました。ところが自分たちもユダヤ・ルートツだと言う人たちが次つぎに現われる。政情不安のエチオピアから脱出したいのです。それで先の宣言のあと10万人を入れたが、今でも推計500万人もが移民を希望しています。

■白人は無条件に、アフリカ系の人は限定して移民を認める

イスラエル側もアンビバレント（二律背反的）な気持ちを持っています。あれはユダヤ人ではないんじゃないかと思っっている。肌の色への偏見、アフリカ系の人への偏見がある。入れたものの進学、就職、住居についても差別がある。ロシア系であればクリスチャンでも無条件に入れます。白人だからです。しかしエチオピア人に関しては、国会で今年は何人入れると制限を設けています。

そもそもエチオピアからユダヤ人を入れる根拠は、ソロモン王とシバの女王との間に生まれた私生児が3000年前にエチオピアを建国した、その建国の祖が「モーセの十戒」の入った聖櫃（せいひつ）をソロモン王からもらって帰ってきたという伝説です。ソロモン王の血筋と聖櫃の守護神という伝説によって自分たちは「真のユダヤ人」だと言うのですが、そうなる、2000万人すべてのエチオピア人がユダヤ人になってしまおう。

■造られる「国民」

最近の宗教学によると、エチオピアで14世紀から16世紀にかけて宗教の復興運動、原理主義運動が起きた。社会的な不安が起きたとき、原点に帰れと旧約聖書を強烈に読み込んでいき、そこで自分たちこそ旧約聖書の言う選ばれた民であると読み替えられました。

翻って、それは日本人についても言えます。万世一系の天皇制も、エチオピアにおけるソロモン王の血筋と変わらない神話ではないのか。近代国民国家が成立する政治の中で「国民」が作られてきた。我われもそうやって作られてきたし、これからも「国民」が作られるかも知れないのです。

（はやお・たかのり、東京経済大学非常勤講師、文章のまとめ・編集部）

市民意見広告運動事務局から

一人でも多くの人が

目にする意見広告を出すために

北原 博子

★各地の運動団体と共同して地方紙への意見広告掲載をめざします★

6月中旬に第6期意見広告運動の報告書を全国の賛同者へ発送し、やっと一息ついたところです。しかし、改憲手続き法（国民投票法）が施行されるまでの今から3年間という時の短さをどう克服するか（活かさか）が問われています。

意見広告掲載後の反応で一番嬉しいのが「こういう運動があることを初めて知った、自分もぜひ参加したい」というものです。意見広告チラシの振替用紙を使わない初めての賛同入金、掲載後2月以上経っても途切れることなくありました。第6期意見広告では、そのデザインが目を惹くものであったこと、中日新聞・東京新聞という市民意見広告運動としてはいままで「手つかず」の読者の目に触れたこと、朝日新聞掲載では初めて紙面に口座番号を記載できた

こと、などの理由からと思われれます。これらのことは、人びとの目に触れる機会を増やせば、まだまだ意見広告賛同者のパイは大きくできることを示唆しています。

一方、わずかではあります。今期の賛同者数・賛同金が前回を下回ったという現実があります。安倍政権のあまりのひどさに賛同者の皆さんががんばって2度3度と賛同金を送ってください、かろうじて運動が成功したのではないかと考えられるのです。意見広告事務局が管理している賛同者のデータは、第3期から第6期までで約4万件ありますが、これは延べの件数であり、意見広告に1回でも参加したことがある人・団体の実数は2万件弱です。つまり、1万から2万人規模の「意見広告の常連」を頼りに運動を展開しているのです。

国民投票がいよいよ現実化してきた今、意見広告という運動手法が改憲の世論形成に大きな力となることに疑いがあります。しかし、いまのままのやりかたを続け

ていけば、マンネリ化と停滞が避けられないでしょう。

新しい試みとして、首都圏以外の団体と接触をもち、来年5月3日に全国紙と地方紙との共同意見広告を出そうという検討を始めています。地域によって力を入れないアピールなどが違うことも考えられ、すべて同じ広告紙面というわけにはいかないかもしれません。しかし、適切な統一性・共通性をもった全国一斉の改憲の意見広告を掲載することは可能と考えています。具体的には、9条を「非武装・不戦」の原則ととらえ、それに違反している「イラク派兵」に反対することなどで一致するのが現実的かと考えます。

この企画の実施には、広告紙面の構成以外にも解決すべき課題が多くあります。第7期は初めて少数の団体と共同で実施することにより、それらの課題を解決し、第8期以降にさらに多くの団体と連帯した全国展開ができる基盤を築きたいと思えます。

今のところ話が進んでいるのは関西の団体1つですが、7月の終わりには他の団体へも呼びかけの文書を送る予定になります。この『市民の意見』をご覧になった皆さんからもこの試みに参加したいという申し出があることを期待しています。

★事務局体制を強化します★

先にも書きましたが、現在事務局が管理している名簿にはのべ4万件近くのデータがあります。意見広告のお知らせなどの大量発送では、このデータから名前・住所などが一致する人を同一人物とみなし発送用の宛先シールを作成していますが、名前や住所の表記が1字でも違うとコンピュータは別人と判断します。賛同者の皆さんのなかには、同じ配布物が届いて不審に思われた方もいらっしゃるでしょう。事務局ではそういうことがないように努力をしているのですが、1万件以上の入金に対し振替用紙に書かれた手書き文字を判読し、入力していくのは大変な労力ですし、間違いが発生する原因でもありました。これらを整理し、賛同者一人ひとりにIDをつけ、一度でも意見広告に賛同したところのある人なら次の賛同の際には名前・住所の入力の省力化ができるように検討しています。この整理は対象件数が多いため大変な作業ですが、今後の運動をスムーズに進めるために今しておかねばならないこととして夏の間に終える予定です（個人情報情報は厳重に管理しており、意見広告からのお知らせを発送するとき以外には使いません）。

この省力化で浮いた労力で、意見広告運動の存在をより多くの人に知ってもらいた

めの取り組みを行ないます。第6期では賛同者を募る広告をカトリック新聞・キリスト新聞・信徒の友・週刊金曜日に出しました。賛同を呼びかける広告は大きな効果があります。宗教関係はいままでキリスト教に偏った感があります。今後、関西の団体にも助力をいただき仏教系のメディアにも賛同広告を出せるよう努力します。また、さまざまな団体の定期刊行物などにチラシ同封をお願いするようにコンタクトをとります。

以上は、とても1人や2人の力では行なえません。事務局ではそれぞれの事業の担当を決め、少数のメンバーに作業が集中しないような事務局体制に改革していきます。

★第7期の始動を1カ月早めます★

第5期、第6期は11月初めに皆さんに運動の始まりをお知らせしていましたが、第7期はそれを1カ月早め、10月初めまでに第7期意見広告運動のチラシをお届けします。また、10月にはイベントの開催を予定しています。

来年5月3日のことを8月の時点でいうのは鬼に笑われそうですが、これからの3年間を有効に使うために、ともにがんばりましょう。ご支援をよろしくお願いします。

（きたはら・ひろこ、市民意見広告運動事務局長）

Information

P.32 から

- 【東京】8月26日（日）連続セミナー：聞く・知る・学ぶ《韓国・朝鮮人元BC級戦犯者問題2007》、第3回「韓国・朝鮮人元BC級戦犯者の国家補償請求裁判が問いかけたもの」14:00～16:00 講師：今村嗣夫・小池健治・平湯真人（国家補償請求訴訟弁護団）会場：在日韓人歴史資料館セミナー室（韓国中央会館別館〔地下鉄南北線・大江戸線麻布十番駅〕）主催：同進会＋同進会を応援する会 連絡先：在日韓人歴史資料館（03・3457・1088）
- ◆9月30日（日）上記連続セミナー第4回映像で考える韓国・朝鮮人元BC級戦犯者問題 時間・場所：同上 講師：桜井均（元NHKプロデューサー）
- 【東京】9月8日（土）平和演芸会 18:00～20:30 出し物：落語・三遊亭天どん／五街道雲助 新内・岡本宮之助 場所：麻布区民ホール 資料代：500円 共催：白金寄席／みなと・9条の会（03・3586・3651）
- 【東京】9月15日（土）9・15シンポジウム 東大闘争と9条改憲反対運動 13:00～16:45 パネリスト：塩川貴信・尾花清・加藤節・大窪一志・朝日健太郎・河内謙策 会場費：1000円 場所：全水道会館5階中会議室（JR水道橋駅5分、03・3816・4196）主催：9・15シンポジウム実行委員会（連絡先：03・5978・3784）



2007.6.24.8:30PM*

Information

- 【札幌】8月10日(火) 女性自衛官の人権裁判を支援する市民集会 18:30～ 場所:かでの2・7(北2西7 JR札幌・地下鉄さっぽろ駅10分、011・204・5100) 参加費 500円 主催:女性自衛官の人権裁判を支援する会(011・231・1888 北海道合同法律事務所気付) ※女性自衛官の人権裁判については本誌本号の七尾寿子さんの報告参照
- 【札幌】8月27日(月) 女性自衛官人権裁判・第2回口頭弁論 16:00～ 札幌地方裁判所(北1西11 地下鉄西11丁目駅5分) ◆報告集会 18:30～ 場所:かでの2・7(上記参照) 参加費 500円
- 【横須賀】8月12日(日) 原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会・8月例会 13:30～ 場所:ヴェルクよこすか(勤労福祉会館・京急・横須賀中央駅5分、046・822・4000) ◆宣伝行動 16:00～ 場所:京急・横須賀中央駅 連絡先:市民の会(046・827・2713) ※誰でも参加できます
- 【横須賀】8月26日(日) 非核市民宣言運動・ヨコスカの定例デモ 16:00 集合 16:30 出発 集合場所:ウェルニー公園(京急・汐入駅3分) 主催:非核市民宣言運動・ヨコスカ(046・825・0157)
- 【東京】8月11日(土)「南京事件70周年国際シンポジウム」プレ企画・シンポジウム 13:30～16:30(13:00開場) パネリスト:吉見義明・林博史・西野瑠美子 場所:幼きイエス会(ニコラバレ)9F(JR四ツ谷駅・麴町口1分) 参加費1000円 共催:アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」/日本の戦争責任資料センター(03・3204・7477)
- 【東京】8月15日(水)「美しい国」の「美しい死者はいらない」、国家による「慰霊・追悼」に反対する8・15集会 ◆デモ 西神田公園(JR水道橋駅/地下鉄神保町駅下車8分) 14:00 集合 ◆集会 千駄ヶ谷区民会館(JR原宿駅8分) 18:00 開場 講師:彦坂諦・東琢磨 資料代500円 主催:同集会実行委員会(090・3438・0263)
- 【東京】8月15日(水) 第43回8・15集会「8・15と日本国憲法」13:00～16:30 基調講演:奥平康弘 PART2・シンポジウム「憲法と改憲手続法」パネリスト:阿部知子・落合恵子・福島みずほ・小森陽一(コーディネーター:市野川容孝)

場所:日本教育会館3F大ホール(地下鉄新宿線・三田線・半蔵門線神保町駅4分、地下鉄東西線竹橋駅・九段下駅7分、03・3230・2839) 主催:市民文化フォーラム(03・3609・7689)

●【東京】8月14日(火)～16日(木) 平和のための戦争展2007(第28回) 11:00～19:00(最終日は16時半まで) 特別展示「父母の国よ～残留孤児たちのいま」写真:鈴木賢士/写真展示:日本の侵略——15年戦争 場所:スペース・ゼロギャラリー・展示室(地下1F)(JR新宿駅・南口5分) 入場無料 主催:同戦争展実行委員会(03・3261・0433)

●【東京】8月24日(金)「東京大空襲訴訟」勝利をめざす8・24のつどい 18:30～20:30 場所:みらい座いけぶくろ(豊島公会堂)(JR・地下鉄等「池袋」駅東口下車徒歩5分) 内容:文化行事、シンポジウム、朗読、リレートーク 主催:東京大空襲訴訟原告団・弁護団・支援する会(03・3616・2338)

●【東京】8月26日(日) 靖国神社ツアー 正午にたんぼぼ舎(03・3238・9035、午後)に集合 講師:樋口篤三ほか1名 ①靖国神社展示(遊就館)の変更を見る ②千鳥ヶ淵国立戦没者墓苑を見る ③九段会館で懇談会



「Women in struggle—目線—」

監督・撮影：ブサイナ・カナン・ホーリー
製作：マジドプロダクション

(2004年/パレスチナ/ドキュメンタリー 56分)

映 画 紹 介

本野 義雄

タナモ収容所で起こったこと、あるいはいま進行していることを、私たちは想起しないわけには行かない。

60年にわたるイスラエルの占領と抑圧の下で生きぬいてきたパレスチナの人びと。安全な場所において彼らの心情を推測し、その行動の是非を判断するのは容易ではない。50歳代のアーイシャとラスミーヤは、約30年前に軍事作戦に参加、イスラエルの法廷で終身刑の判決を受けるが、10年の入獄の後釈放される。アーイシャはさらに10年を国外追放処分となり、夫とも離別した。

もう1人の女性ラウダは、自宅での爆弾製造に関与して8年の刑に。恋人も去り、出所して帰った自宅は、イスラエル入居者に占拠されていた。

彼女らが支払った代償は、途方もなく大きかった。アーイシャとラスミーヤが語る拷問の体験は凄まじく、おぞましい。私たちは忘れがちだが、圧制のあるところ必ず拷問が存在するのだ。今日ではイラクのアブ・グレイブ刑務所やキューバのグアン

9・11以降世界中に蔓延した、あらゆるテロ行為を十把ひとからげにみなす見方に従えば、彼女らは皆元テロリストということになる。だが、パレスチナやイラクの人びとにとって、テロと抵抗の違いとは何だろうか。

かつての闘士の面影を保ちながらも、歳月は彼女らの表情を穏やかにした。アーイシャは自分が仕掛けた爆弾が爆発したと聞いた時の気持ちを、「みじんも嬉しくなかった」と語る。「心の底では嫌な気分だった。私の行ないによって殺された人がいるというのには気持ちの良いものではない。相手が敵であっても」。

2006年、米アカデミー賞外国語映画部門にノミネートされた「パラダイス・ナウ」(ハニ・アブ・アサド監督)は、自爆テロに赴く2人のパレスチナ青年を描いた秀作だが、主人公の若者は乗り込んだ

バスに大勢の子どもたちが乗っていたために、いったん決行を思いとどまる。ちょうど、帝政ロシア時代の社会革命党員サヴィンコフが、狙った馬車に子どもがいたために爆弾を投げるのをやめたというエピソードを思い出させた。アーイシャの場合は事後のことだし、決定的瞬間に実存的選択を迫られたというわけでもないが、それでも、彼女が感じた「嫌な気分」は、テロ行為そのものの中にテロリズムを否定する契機がひそんでいることを示唆してはいないだろうか。

この映画にはもう1人、アーイシャたちよりふた回りほど若い女性テリーも出てくる。彼女は80年代、90年代のインティファダに参加、今はイスラエルが作った隔離壁のために家族との生活を脅かされているが、アーイシャたちのように武装闘争に加わろうとはしないようだ。彼女ら若い世代のパレスチナ人が選ぶ抵抗の手段とは何なのか、と映画は問いかけている。

(もとの・よしお、本誌編集委員)

●日本語字幕版DVD販売：連連影展(FAV)
価格5000円(個人) 上映権付2万円(ライブラリー価格) 送料500円
上映の問い合わせ・申込み先

FAX: 03-3401-8944

mail: fav@feiten-fav.org



◆日本列島全部の米軍基地化がとても心配

東京都葛飾区 藤井淳子
改憲絶対反対。日本列島全部が米軍基地
になってしまいそうで、とても心配です。

◆小田実氏のご回復を祈っています

茨城県水戸市 柳澤悦子
もうすぐ梅雨、参院選ですね。102号
の『市民の意見』、36ページとはいえ、内
容は重いものばかりですね。ちょうど故鶴
見和子さんの『遺言』というご本を読んで
いました。9条を守つてとありました。小
田実氏のご病氣、実に残念です。何とかご
回復を、と祈りおります。

◆思想・表現・結社の自由を抑圧する時代

千葉県柏市 橘 英實
政治的暴力防止法案(後注参照) 反対デ
モで逮捕されたことがあります。デモは事
前規制、集会も(軍隊)によって監視され
る。このところ「九条の会」は政治的団体
だから集会を認めない、後援も中止という
自治体が出てきました。

※編集部注 政治的暴力防止法(政暴法)案、
自民・民主両党が1961年、衆院に提出した
が62年、廃案。

◆事務局の皆さん、健康に気をつけて

大阪府高槻市 三上弘志
中味のある貴誌を拝読しています。関西
では小田実さんの体調が良くないことが
報じられています。こういう重要な時期
ですから、皆さんも健康にご留意下さい。

◆若者を動かさなければ

大阪府箕面市 古川佳子
日本国憲法はいよいよ正念場を迎えま
した。なんとしても若者を動かさなければ
と思います。

◆9条を守るのは日本人の義務

岐阜県高山市 林 茂
憲法9条を守るのは我われ日本人の義務。
それが世界平和を守るためにもなります。

◆当地でも改憲反対の動きが

神奈川県横浜市 加瀬さつき
当地にも「九条の会」ができています。
7月には『日本の青空』上映会を実施。

◆みんなちがって、みんないい

栃木県佐野市 田村政子
地球市民として、平和な星でありますよ
う。「みんなちがって、みんないい」。

◆全国に目配りした運動を

京都府京都市 岩井忠熊
1922年生まれです。東京だけでなく、
全国に目配りした運動を期待します。

◆タダの市民だが無関心者ではない印として

愛知県新城市 丸山俊治
私はタダの市民ですが、送金は無関心者
ではない印としてのささやかな動きです。

◆アフガン、イラク、パレスチナの子ども
たちの表情に……

神奈川県横浜市 石原秀子
1939年1月8日生まれ。小学1年生
のとき、連夜、空襲警報のサイレンに怯え
ました。アフガン、イラク、パレスチナの
子どもたちの表情に、当時がオーバース
プします。兵器、戦争にNO!

◆三好ヒサさんに連帯するぞ!

京都府福知山市 柏井守
101号「読者のおたより」欄の三好ヒ
サさんの「70歳を過ぎた白髪のおばあさん」
を読んで涙が出ました。連帯するぞ!

◆あの時代と瓜二つの世相……

東京都武蔵野市 佐原洋
小生1922年生まれ。1929年小学
校1年生、1940年旧制高校入学。この
11年間と、最近10年あまりの世相とは瓜二
つ、そっくりです。

◆大変考えさせる内容

岡山県備前市 北川 憲

『市民の意見』、読んでいます。大変考えさせる内容で、今の日本の現況にイライラします。もう残り少ない人生の先が闇夜のようにやり切れないが。

◆知らないことを知ることができる貴誌

愛知県愛知郡 東谷 礼子

新入会員です。平和を願ってやみません。初めて『市民の意見』を読み、知らないことを知ることができると感動しました。これからも発行を続けて下さい。

◆私が9条壊憲阻止をいう理由

福岡県嘉麻市 貴田典子

「9条が消えることは父の死（戦死）が完全に無駄になること」。何としても壊憲阻止の思いでいっぱいです。

◆『市民の意見』初めて拝見、一気に読了

兵庫県加古川市 西山敏和

『市民の意見』101号初めて拝見、一気に読みました。興味深い記事が多い。

◆憲法違反の安倍首相などを逮捕すべき

千葉県柏市 町田程子

憲法改悪は何としてもストップしましょう。安倍首相はじめ多くの人が、公務員の憲法尊重擁護義務を定めた99条に違反しているのに、逮捕されないのはおかしいのでは。

◆やっぱり世論の力、銃よりペン

岡山県倉敷市 保坂和子

日本青年会議所が靖国DVDの文科省委託を辞退しましたが、やっぱり世論の力ですね。銃よりペンです。

◆「わだつみ会」の会員として

山形県東根市 見理文周

「わだつみ会」の会員の1人として、貴会の運動に感謝しております。

◆自公政権の戦争準備阻止！

神奈川県茅ヶ崎市 杉本忠身

皆様の活動に賛同します。戦争は殺人です。戦争反対！ 自公政権の戦争準備阻止！

◆3・10集会の報告、とてもよかった

東京都武蔵野市 渡邊弓子

『市民の意見』101号の送付、ありがとうございました。3・10の会に参加したいと思っていましたから、斎藤貴男さんとなだいなださんの話はとてもよかったです。

◆310万の許せない悲惨な死への思い

静岡県静岡市 鈴木孝子

毎号、表紙の無言館の画学生の絵に心を打たれています。そして、とうとう6月3日、友人の山荘に2泊して、2日目、無言館を訪れることができました。館内に1歩足を踏み入れたとたん、静寂の中、画学生たち

の魂の声を聞いたような感じでした。そして最後の部分で、静岡出身の中村万平さんの絵に接しました。「良い子を産んでくれ」と妻霜子さんに伝え、出産2カ月後、霜子さんが亡くなられた知らせが戦場に届く。戦場で夜月を仰いで泣いて、泣いて、泣いて……。私もその切なさ、苦悩に打たれました。

15年戦争では310万人の戦死者（戦闘死、餓死、病死を含めて。そのうち餓死・病死が7割）を出している。310万もの、決して許せない悲惨な死の物語がある。巻頭の鶴見和子さんの短歌も、反戦・非戦・平和を強く訴える内容です。どの号の、どのページも編集者の意気を感じて勇気ももらっています。「静岡すえひろ九条の会」も、いよいよ地区会を開き、仲間を拡げる運動を始めます。

本誌前号（102号）のミスを訂正します

○32ページ「インフォメーション」の「P. 21へ」→「P. 23へ」

撮影者名欠落のお詫び

○102号細井明美論文「渡野喜屋（とのかや）事件をめぐって」で使用した2葉の写真（15・16ページ）は、沖繩・名護市の鈴木雅子さん（北限のジュゴンを守る会代表）が撮影したものです。撮影者名欠落について鈴木さんにお詫びします。

本誌編集部

編集後記

●本誌は参院選前に編集され、選挙後に発行されます。今号の執筆者の多くがこの政権下のすさんだ状況を批判してありますが、安倍政権に鉄槌は下っているでしょうか。

●昭和1桁生まれで戦争を知る母を連れ、無言館に行きました。「もっと描きたかった」という怨念のようなものが絵画から出ているようでアタツてしまったと言っていました。彼らが生きていれば、日本の美術界もまた違ったものになったでしょう。

●今年前半は沖縄、韓国、タイに行き、この国がなしてきたこと／なしていることを暗い気持ちで眺め、考えました。今月は広島、長崎の集会に参加します。

●編集委員 天野恵一、有馬保彦(次号担当)、井上澄夫、北原博子、佐橋弥生、杉内蘭子、高橋武智、西田和子、古澤宣慶、細井明美、道場親信、本野義雄、諸橋泰樹(本号担当)、吉川勇一、吉田和雄

会計係より

◆お手元に前号がありましたら、各項目ごとに前期の会計報告と比べてみてください。記録的な赤字会計です。大きな理由は、前号でお知らせしましたように、「市民意見広告運動」が、これまで未払いだった事務所使用料として家賃の半額を1年前の分から負担してくれることになったためですが、しかしそれを別としても、会費収入もカンパも、そしてニュースやパッジなどの売れ行きも激増しています。

◆そのため、今期意見広告運動の賛同者の方々に本誌を寄贈するため、8100部も増刷したのですが、その関係の印刷費約40万円を支払っても、基本会計は54万円ほどの赤字会計なのです！ 本当にありがとうございます！

◆本誌の101号を寄贈した意見広告賛同者の方からの入会申し込みも毎日いただいております。6月22日から7月18日までの間だけで170人の新入会の申込みをいただきました。何とか200人以上のお申込みがと期待しているのですが……。亡くなられた方や退会の方も計20名に

なります。

◆それにしても、会員数増減の報告が、この「会計係より」欄に載ることはおかしいと、いつも思っているのです。会員数の問題は、会計や財政の面からだけ考えられる性質のものでは、絶対にはずすものね。

◆見本誌をお知り合いの方にお送りいたします。送り先をどうぞお知らせ下さい。(Y)

注 (*1)内、市民意見広告運動への賛同金が¥76,000で、これは精算済。残りは「第九条の会ビツマ」の8・6意見広告運動への賛同金。(*2)市民意見広告運動が過去1年間の事務所使用料として半額を負担することになった。今後も続行。(*3)内、News No. 102が¥276,746、意見広告運動賛同者に寄贈したNews No. 101の増刷(8,100部)が¥360,860。(*4)内、News No. 101 発送費が¥130,640。(*5)電話料2ヵ月分の半額、あと半額は市民意見広告運動が負担。(*6)書籍出版のための準備費、ただし、この計画は挫折。(*7)実際の支出はこの半額。半額は*2参照。(*8)「9条世界会議」分担金。(*9)事務局総合保険料の半額。あと半額は市民意見広告運動が負担。(*10)意見広告運動への賛同金精算。*1参照。(*11)事務局での日常支出用。次期に精算。

市民の意見 30 の会・東京 2007年5月～6月会計	
1. 収入	
一般会費	381,500
協力会費	184,500
敬老会費	266,200
障害者会費	15,500
(会費小計)	847,700
カンパ	239,450
ニュース販売	16,840
書籍販売	4,060
パッジ等販売	10,864
預かり金(*1)	89,500
立替金精算(*2)	742,500
収入計	1,950,914
2. 支出	
印刷費(*3)	746,303
発送費(*4)	138,410
通信費(*5)	10,317
事務用品	20,430
編集費(*6)	27,658
交通・運搬費	27,280
事務所費(*7)	220,000
光熱費	15,250
送金手数料	780
賛同費(*8)	10,100
雑費(*9)	5,195
預り金返済(*10)	76,000
仮払い金(*11)	100,000
支出計	1,397,723
3. 収支	
	553,191
前月からの繰越	5,204,727
次月への繰越	5,757,918
残高の内訳	
会基本会計	3,817,856
条約基金	176,715
次期意見広告	1,326
F/I基金	1,715,820
預り金	46,201
計	5,757,918